

小浜市国民保護計画

平成 1 9 年 3 月策定

平成 2 9 年 6 月改定

令和 8 年 6 月改定

小 浜 市

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	基本的な考え方	2
	1 基本的人権の尊重	
	2 国民の権利利益の迅速な救済	
	3 情報伝達体制の確立	
	4 要配慮者への配慮および国際人道法の的確な実施	
	5 指定公共機関等の自主性の尊重	
	6 安全の確保	
	7 初動体制の確立	
	8 国民の自発的意思による協力	
	9 関係機関相互の連携協力の確保	
	10 原子力発電所の武力攻撃災害への対処	
第3節	用語の意義	4
第4節	計画の構成等	8
	1 計画の構成	
	2 小浜市地域防災計画等との関係	
	3 計画の周知徹底	
	4 計画の変更	
第5節	地域の特性	9
	1 位置と地形	
	2 気候	
	3 人口	
	4 道路	
	5 鉄道	
	6 その他	
第6節	計画の対象となる事態	11
	1 武力攻撃事態の類型	
	2 緊急処理事態の類型および対応	
第7節	関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	13
	1 市の責務	
	2 処理すべき事務または業務	
第8節	関係機関との連携	18
	1 対策本部相互の連携体制	
	2 県および指定地方行政機関との連携体制	
	3 消防機関との連携体制	
	4 関係市町との連携体制	
	5 指定公共機関等との連携体制	

- 6 公共的団体との連携体制
- 7 地域防災組織との連携体制

第2章 平常時の備え

第1節 組織および体制の整備	20
1 組織の整備	
2 防災体制と併せた体制の整備	
3 対策本部の機能の確保	
第2節 訓練	21
1 訓練の実施	
2 訓練の種別	
3 訓練に関する普及啓発	
4 訓練のための通行規制	
第3節 備蓄	23
1 防災資機材の整備	
2 飲料水、食料および生活必需品の備蓄	
3 自然災害等における備蓄との関係	
第4節 医療救護体制の整備	25
1 医療救護体制の整備	
2 救急救助体制の整備	
第5節 要配慮者支援体制	26
1 組織体制の強化	
2 支援体制の整備	
3 避難路、避難施設、緊急通報手段の整備	
4 武力攻撃災害に関する知識の普及	
5 国民保護訓練における配慮事項	
6 要配慮者に対する配慮	
7 児童および生徒の避難時の配慮	
第6節 消防団、自主防災組織	29
1 消防団、自主防災組織の充実	
2 組織の活動内容	
3 自主防災組織の活動に対する措置	
4 自主防災組織と防災関係機関との連携	
第7節 ボランティア活動への支援	31
1 ボランティアの活動内容	
2 ボランティア活動体制の整備等	
第8節 国民保護に関する知識の普及等	32
1 住民、事業者等に対する知識の普及	
2 防災関係職員に対する研修	

3	教職員に対する研修および児童生徒に対する教育	
4	ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及	
第9節	避難誘導体制の整備等	3 4
1	避難誘導体制の整備	
2	住民への周知	
3	避難のため必要となる情報の収集	
4	避難誘導責任者および避難誘導員の配置	
第10節	避難施設の指定および整備	3 6
1	避難施設の選定および報告	
2	避難施設の指定への協力	
3	避難施設の指定および通知	
4	変更等の届出	
5	避難施設の整備	
6	住民への周知等	
第3章 実施体制		
第1節	実施体制の整備	3 8
1	小浜市国民保護対策連絡室の設置	
2	小浜市国民保護対策本部の設置	
第2節	応援の要請	4 5
1	自衛隊の部隊等の派遣の要請	
2	他の市町村長等に対する応援の要求	
3	緊急消防援助隊の応援要請	
4	職員の派遣要請およびあっせん	
第3節	情報の収集、提供	4 7
1	情報の流れ	
2	警報等の通知および伝達	
3	退避の指示の伝達	
4	発見者の通報義務等	
5	安否情報の収集および提供	
6	被災情報の収集および報告	
7	通信連絡設備の整備	
8	要配慮者に対する情報伝達設備等の充実	
第4節	住民に対する協力要請	6 1
1	住民に対する協力要請	
2	避難住民への協力	
3	救援への協力	
4	消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	
5	保健衛生の確保への協力	

第5節	ボランティアの受入体制	6 3
1	ボランティア活動への配慮	
2	ボランティアの活動内容	
3	ボランティアの受入体制の整備	
4	ボランティア活動の支援体制	
第6節	国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章	6 5
1	国民保護措置に係る職務を行う職員等に対する交付等	
2	特殊標章の使用	
第4章	避難および救援	
第1節	住民の避難	6 6
1	避難の類型と対処	
2	避難の指示と避難の方法	
3	避難の誘導の措置	
4	避難住民の受入れ	
5	要配慮者に対する配慮	
6	知事に対する要請等	
7	的確な避難の実施	
8	大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難	
9	被災地域における動物の保護等	
10	避難の指示の解除	
11	避難所の管理責任者	
第2節	避難住民等の救援	7 6
1	救援の実施体制	
2	救援の実施内容	
3	日本赤十字社が行う救援	
4	要配慮者に対する配慮	
5	健康への配慮	
6	救援物資等の受入れ	
7	応急仮設住宅の建設予定地の選定	
第3節	緊急輸送	8 1
1	輸送力の確保	
2	指定地方公共機関による避難住民等の運送の要請	
3	輸送ルートの確保	
4	燃料の確保	
第4節	交通の確保	8 2
1	実施責任者	
2	交通支障箇所の通報連絡	
3	交通規制に関する措置	

- 4 緊急通行車両の確認の申出
- 5 応急の措置
- 6 交通情報の収集と広報活動

第5章 武力攻撃災害への対処等

第1節	生活関連等施設の安全確保	8 4
1	生活関連等施設の状況の把握	
2	市が管理する施設の警備の強化等	
3	消防機関による支援	
第2節	危険物質等に係る災害への対処	8 6
1	危険物質等に係る災害防止のための措置	
2	危険物質等取扱所の警備の強化	
3	措置の要請	
4	報告の求め	
第3節	放射性物質等による汚染の拡大の防止	8 8
1	汚染の拡大を防止する措置	
2	名あて人に対する通知	
3	措置の内容等の掲示	
4	措置に必要な土地への立ち入り	
5	安全の確保	
第4節	災害拡大の防止措置	9 0
1	市長による指示	
2	指示の要請	
第5節	退避の指示	9 1
1	退避の指示	
2	警察官等による退避の指示	
第6節	警戒区域の設定	9 2
1	警戒区域の設定	
2	警察官等による警戒区域の設定	
第7節	消防に関する措置等	9 3
1	消防機関との連携	
2	消防機関の活動	
3	消防に関する措置	
4	医療機関との連携	
5	安全の確保	
第8節	防疫対策	9 5
1	防疫対策の実施	
2	食品衛生の監視指導	
3	家畜の防疫	

4	報告および記録の整備	
第9節	廃棄物対策	98
1	実施責任者	
2	廃棄物処理	
3	し尿処理	
4	死亡獣畜処理	
第10節	生活の安定に関する措置	100
1	生活関連物資等の確保	
2	物資の需給状況および価格動向の把握	
3	生活関連物資等の価格の安定	
4	応急復旧に関する支援	
第11節	補償および費用負担	102
1	収用等の処分に伴う損失補償	
2	損害補償	
3	損失補てん	
4	費用の負担	
第12節	武力攻撃原子力災害への対処	104
1	基本方針	
2	武力攻撃原子力災害に対する備え	
3	武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等および実施体制の確立	
4	応急対策等	
第6章	施設の復旧と生活の安定	
第1節	被災施設および被災地の復旧	108
1	実施責任者	
2	武力攻撃による災害復旧の促進	
3	計画的復興	
4	財源の確保	
第2節	生活の安定	109
1	住宅の確保	
2	被災した児童生徒等に対する教育	
3	雇用機会の確保	
4	相談窓口の開設	
5	金融措置	
6	流通機能回復	
資料		
1	小浜市国民保護対策本部運営要綱	111
2	福井県国民保護避難施設一覧（小浜市区域内のみ）	116

第1章 総則

第1節 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体および財産を保護する必要がある。

- (1) この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「法」という。）に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他の必要な事項を定めるものとする。
- (2) 福井県国民保護計画を受け、市全体として適切な態勢を整備し、市、県、指定地方行政機関および指定公共機関等の防災関係機関が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 基本的な考え方

1 基本的人権の尊重（法5条関係）

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用および保管命令、救援のための土地、家屋および物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続きの下に行わなければならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法6条関係）

- (1) 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、迅速な処理が可能となるよう、必要な処理体制を確保するよう努める。
- (2) これらの手続きに関連する文書を、小浜市情報公開条例で定める期間保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払う。

3 情報伝達体制の確立（法8条関係）

- (1) 武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供する。
- (2) 新聞、放送、インターネット等、各種広報手段を活用して、迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

4 要配慮者への配慮および国際人道法の的確な実施（法9条関係）

- (1) 国民保護措置の実施に当たり、要配慮者に対しては、関係者に確実に情報が伝達されるように配慮するとともに、避難や救援などの措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付等の国民保護措置の実施に当たり、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

5 指定公共機関等の自主性の尊重（法7条関係）

指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施については、その自主性を尊重する。

6 安全の確保（法22条関係）

- (1) 国民保護措置の実施に当たっては、国および県と連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮する。
- (2) 国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、国および県から入手した情報、

武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県、消防機関等との連携を密にすることなどにより、当該国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮する。

7 初動時体制の確立

国から警報が発令された場合や武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、市長が必要と認めた場合、小浜市国民保護対策連絡室を設置し、国や県および関係機関との間で情報の共有を図り、国民保護措置の迅速な実施に対応する。

8 国民の自発的意思による協力（法４条関係）

国民保護措置の実施に関し、国民の協力はその自発的意思にゆだねられるものであり、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

9 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、他の市町その他関係機関と平常時から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

10 原子力発電所の武力攻撃災害への対処

原子力発電所の安全確保を図ることは、この計画の中でも特に重要な課題であることから、平常時からの原子力事業者など関係機関との連携や、武力攻撃原子力災害が発生した場合の住民への情報の伝達や避難の指示、訓練などをまとめて記載し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

第3節 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用 語	意 義
避難住民等	避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

(武力攻撃関連)

用 語	意 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

(避難、救援関連)

用 語	意 義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域

	の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域および関係近接要避難地域をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資および資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資および資材をいう。
N B C 攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）または化学兵器（chemical weapons）による攻撃をいう。

（関係機関、施設関連）

用 語	意 義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁ならびに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項および第 2 項に規定する機関ならびに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条および第 54 条ならびに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条および第 55 条ならびに宮内庁法第 16 条第 2 項ならびに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条および第 56 条ならびに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条および第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。））ならびに宮内庁法第 17 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成

	15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第102条第1項(発電所、ガスホルダー等)に規定する生活関連等施設をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官または海上保安官をいう。
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官をいう。
警察署長等	警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第76条第1項、第78条第1項もしくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための実施を命ぜられた自衛隊の部隊等もしくは同法第77条の3第1項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。)の長をいう。
海上保安部長等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「施行令」という。)第7条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。
防災関係団体	小浜市国民保護協議会の委員が属する機関、団体等ならびに市が必要と認めたものをいう。

(原子力災害関連)

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生またはその拡大を防止するための応急の対策をいう。
応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域をいう。
事後対策	法第105条第13項において読み替えて準用する原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第27条第1項の事後対策をいう。
原子力防災管理者	原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

(システム関連)

用語	意義
緊急情報ネットワーク	行政用専用回線で都道府県・市町村と必要な情報を送受するシス

システム Em-Net（エムネット）	テム メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達するシステム
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

第4節 計画の構成等

1 計画の構成

この計画は、次の6章からなる。

第1章 総則

第2章 平常時の備え

第3章 実施体制

第4章 避難および救援

第5章 武力攻撃災害への対処等

第6章 施設の復旧と生活の安定

2 小浜市地域防災計画等との関係

この計画は、法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、『小浜市地域防災計画』は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「災対法」という。）に基づいて、台風や地震などの自然災害または大規模事故などに対処するもので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様およびこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では武力攻撃事態等における特有の事項について定め、この計画に定めのない事項については、『小浜市地域防災計画』等の定め例により対応する。

3 計画の周知徹底

市は、防災関係機関および住民に対し、自然災害や事故などの災害との関連も含めてこの計画の性質や基本的な考え方などの周知を図る。

4 計画の変更（法39条関係）

今後、この計画の基準となる国の基本指針および福井県国民保護計画が修正される場合もある。また、今後の国際情勢の変化により、想定する武力攻撃事態そのものの見直しもあり得る。そうした場合、直ちに計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。なお、この計画を変更するときは、法第39条第3項の規定に基づき、あらかじめ、法第39条第1項の規定により設置された小浜市国民保護協議会に諮問するものとする。

第5節 地域の特徴

1 位置と地形

小浜市は、福井県の南西部にあつて、東西約100kmの嶺南地方のほぼ中央に位置する。北は若狭湾に面し、南はおおい町や滋賀県北部の山岳地帯に接している。

市域は、東西約24km、南北約20kmで、総面積233.11Km²を有し、滋賀県境の山岳地帯を源として北西に流れる北川とおおい町名田庄の山岳地帯を源として北東に流れる南川の両河川の河口付近に形成された低地とこの両河川を臨む山地からなる。

北部はリアス式海岸の若狭湾に半島が連なり出入りの多い地形となり、南部は比較的低層な山々を背に南川や北川、またこれら河川へ流入する支流域に平地が展開している。

2 気候

小浜市は、若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受け、気候は比較的温暖であり、冬季における最低気温の平均も僅かに氷点下を下回る程度であり、夏季には、海から陸地よりも2～4度低い風が吹き、夜間は反対に陸から海へと風が吹くため、気温の割には過ごしやすく、年平均気温は15度前後である。

降水量は、山間部に多く、平野部で少ない。冬季の降雪は比較的少なく、梅雨期、台風期がピークとなって、年間総降水量は2000ミリ前後となっている。

3 人口

小浜市の人口は、昭和25年をピークとして、一時的に増加に転じる時期もあったが、おおよそ減少傾向が続き、令和2年国勢調査では、28,991人となっている。

近年、市街地周辺等へ住宅移転が進み、人口集中地区の人口占有割合は、かつての1/2から1/3へと減少している。

一方で世帯数は、12,082世帯と人口減少に反して伸びており、核家族化の進行がうかがえる。

4 道路

主要な道路は、一般国道27号と一般国道162号、舞鶴若狭自動車道がある。一般国道27号の東行きは、若狭町や美浜町を経て敦賀市に至り、西行きは、おおい町や京都府舞鶴市を経て京丹波町に至る。

一般国道162号の南行きは、南川に沿って、おおい町名田庄へ向かい、京都市に至る。北行きは、市街部を縦断して若狭湾の海岸線に出て、沿岸を東進し、若狭町三方を経て敦賀市に至る。

舞鶴若狭自動車道は、平成26年に全線開通し、西行きは、京都府舞鶴市や綾部市を経て兵庫県へ至り、兵庫県三田市吉川ジャンクションにおいて中国自動車に接続される。東行きは、若狭町や美浜町を経て敦賀市に至り、敦賀市敦賀ジャンクションにおいて北陸自動車道に接続される。

一般国道27号と同様に市を横断する広域農道・若狭西街道は、平成21年に全線開通

した。小浜市上野からおおい町を経て高浜町菌部を結び、一般国道 27 号の代替路線として利用されている。

5 鉄道

西日本旅客鉄道の小浜線は、敦賀から東舞鶴までの間を営業し、両駅において北陸本線や舞鶴線に接続されている。市の区域には、東から順に、新平野、東小浜、小浜、勢浜、加斗の各駅がある。

6 その他

嶺南には、多くの原子力発電所が立地しており、小浜市は、有事に対して的確な対策が必要な地域である。原子力規制委員会の『原子力災害対策指針』（以下、「防災指針」）に示される P A Z、U P Z の目安とされる関西電力大飯原子力発電所からおおむね半径 5 km 圏内に一部区域が、おおむね 5 km から 30 km 圏内に市の全域が含まれる。

また、海水浴、釣り、文化財など、市の観光に年間約 150 万人前後の客等が訪れることから、市の体制として市民の安全に加え、観光客の避難誘導等の配慮が必要となる。

※ 『防災指針』に示されている P A Z、U P Z の考え方などは小浜市地域防災計画（原子力災害対策編 4 頁を参照）

第6節 計画の対象となる事態

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

	類 型
武力 攻 撃 事 態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃
	ゲリラや特殊部隊による攻撃
	・ 主要な公共施設の占拠または破壊
	・ 原子力発電所の中央制御室の占拠または冷却機能の破壊
	弾道ミサイル攻撃
	・ 通常弾頭
	・ 核弾頭
	・ 生物剤弾頭
	・ 化学剤弾頭
	航空機による攻撃

2 緊急対処事態の類型および対応

緊急対処事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

なお、武力攻撃事態は、相手の国による武力攻撃が該当するのに対し、緊急対処事態は、武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、法令、国の基本指針およびこの計画で定めるところにより、警報の通知および伝達に関するもの以外は、武力攻撃事態等における国民保護措置を準用して対応する。

	類 型
緊急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
	・ 原子力事業所等の破壊
	・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	・ 危険物積載船への攻撃
	・ ダムの破壊
	多数の人が集合する施設および大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
	・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
	・ 列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
	・ 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散
	・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	・ 水源地に対する毒素等の混入

	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来
--	--

第7節 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1 市の責務（法3条関係）

- (1) 市は、国が定める基本指針および市の『国民の保護に関する計画』に基づき、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導など国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 市は、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 処理すべき事務または業務

国民保護措置について、市、市を管轄する消防および警察機関、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市

機 関 名	処理すべき事務または業務
小浜市	(1) 小浜市国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及および訓練 (4) 小浜市国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難誘導に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送および必要物資の調達 (9) 安否情報の収集および提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫および廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧およびライフラインの確保 (13) ボランティアに関する支援 (14) 被災公共施設の復旧 (15) 市の管轄区域内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

(2) 消防機関

機 関 名	処理すべき事務または業務
若狭消防組合消防本部 小浜消防団	(1) 消防活動に関する措置 (2) 住民の避難誘導、救助、救急等

(3) 警察機関

機 関 名	処理すべき事務または業務
-------	--------------

小浜警察署	(1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限および警戒警備 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制
-------	--

(4) 県

機 関 名	処理すべき事務または業務
福井県	(1) 福井県国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する施設および組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及および訓練 (4) 福井県国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送および必要物資の調達 (9) 安否情報の収集および提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫および廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧およびライフラインの確保 (13) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他国民生活の安定に関する措置の実施 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 国民保護措置に関する行政機関、公共機関および市町相互間の連絡調整 (17) 市町が処理する事務の指示および支援

(5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	(1) 武力攻撃事態等における人命および財産の保護 (2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の支援

(6) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務
1 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の国民保護措置および相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察および関係機関等からの情報収集ならびに報告

	連絡 (4) 警察通信の確保および統制
2 北陸総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視ならびに無線の施設の設置および使用の規律に関すること (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
4 大阪税関 (敦賀税関支署)	(1) 輸入物資の通関手続
5 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
6 福井労働局	(1) 被災者の雇用対策
7 北陸農政局 (福井支局)	(1) 武力攻撃災害対策用食料の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
8 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
9 近畿経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興 (4) 電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
10 中部近畿産業 保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保全 (2) 鉱山における災害時の応急対策
11 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	(1) 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧
12 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (2) 港湾施設の応急復旧
13 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設および車両の安全保安
14 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
15 東京航空交通 管 制 部	(1) 航空機の安全確保に係る管制上の措置
16 東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1) 気象状況の把握および情報の提供
17 第八管区海上	(1) 船舶内に在る者に対する警報および避難措置の指示の伝達

保 安 本 部 (小浜海上保安署)	(2) 海上における避難住民の誘導、緊急物資の運送、秩序の維持および安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等および退避の指示 (5) 海上における消火活動および被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
18 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
19 近畿中部防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整

(7) 指定公共機関等

機 関 名	処理すべき事務または業務
1 災害研究機関 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等
2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付および配分
3 医療事業者 独立行政法人国立病院機構 一般社団法人福井県医師会	(1) 武力攻撃災害時における医療救護活動の実施
4 公共的施設の管理者 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 武力攻撃事態等における道路交通の確保 (3) 被害施設の復旧
5 電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株) 関西電力送配電(株)	(1) 施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6 運送事業者 新日本海フェリー(株) 公益社団法人福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株)	(1) 施設等の整備および安全輸送の確保 (2) 武力攻撃事態等における物資および人員の緊急輸送 (3) 被災施設の復旧

えちぜん鉄道(株) (株)ハピラインふくい 一般社団法人福井県トラック協会	
7 電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDD I (株) (株)NTT ドコモ ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
8 放送事業者 日本放送協会 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株)	(1) 警報等の内容の放送
9 金融機関 日本銀行	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
10 日本郵便株式会社	(1) 武力攻撃事態等における郵便業務の確保
11 ガス事業者 一般社団法人福井県エルピーガス協会	(1) ガスの供給

第8節 関係機関との連携

1 対策本部相互の連携体制

小浜市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）、福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）ならびに事態対策本部（以下「国対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）に対して、国民保護措置に関する総合調整を行なうよう要請することができる。

2 県および指定地方行政機関との連携体制

市は、武力攻撃事態等において、県の避難の指示を受けて、住民への伝達および避難誘導を行うほか、県と協力して救援活動等を実施する。これらの国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるように平常時から県および指定地方行政機関との連携体制を強める。

3 消防機関との連携体制

市は、武力攻撃事態等における消防機関による消火活動や被災住民の救急救助活動が重要であることを考慮し、若狭消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）の人員ならびに消防団員、所有する資機材などの現状等について把握し、必要な装備等において消防本部と協議し、整備に努める。

また、緊急消防援助隊による人命救助活動や消防機関相互のNBC攻撃による災害に対応するための物資および資機材の提供等の支援体制の整備に努める。

4 関係市町との連携体制

市は、関係市町との間で、食料、水、生活必需品、医薬品等の備蓄品および所要の資機材の調達に関し応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の充実に努める。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を関係市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

5 指定公共機関等との連携体制

市は、指定公共機関等による避難住民の輸送および救援、避難施設における臨時の通信設備の設置等が重要であることから、平常時からこれらの機関と情報連絡を密にし、これらの事務が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体との連携体制

市は、住民の避難、救護等について協力を得ることができる公共的団体と平常時から情報連絡を密にし、武力攻撃事態等において迅速かつ的確な対応ができるよう、連携体制を整備する。

7 地域防災組織との連携体制

市は、住民への避難の指示の伝達、避難の誘導や救援活動等が重要であることから、平常時から地域の防災組織との連携体制を強め、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に努める。

第2章 平常時の備え

第1節 組織および体制の整備

1 組織の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平常時の各部局および対策本部等における事務分担、職員の配置、職員間の伝達系統等をあらかじめ規定しその組織の整備を図る。

2 防災体制と併せた体制の整備

市は、消防本部と連携を図りつつ当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備に努める。また、防災体制と併せて、県や関係機関と的確かつ迅速に警報や避難の指示の受信、伝達など連絡のできる体制を確立する。

3 対策本部の機能の確保

市は、対策本部が設置された場合、その機能が発揮できるよう、平常時から、交代要員の確保やその他職員の適切な配置、飲料水や食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等に努める。

第2節 訓練

1 訓練の実施（法42条関係）

（1）実施主体

市長は、消防団、自主防災組織と連携し、国、県、隣接の市町および関係機関の協力を得て、それぞれまたは共同して、必要な訓練を行うよう努める。

（2）防災訓練との連携

訓練の実施に当たっては、災対法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携を図るよう配慮するとともに、多様な形態の武力攻撃事態を想定して、より実践的な訓練になるよう努める。

（3）住民等の参加

市長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、住民に対し、訓練への参加について協力を要請する。また、市長は、要配慮者についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、要配慮者の訓練への参加を促進するよう努める。

2 訓練の種別

（1）実動訓練

市は、関係機関と連携して、それぞれまたは共同して、次の訓練を実施する。なお、担当職員の資質の向上や国民保護計画の実効性を確保するため、県および国と連携してまたは共同して訓練を行う場合もある。

ア 通信連絡訓練

武力攻撃災害時における通信情報連絡を的確かつ迅速に実施できるよう、連絡体制の整備を図るとともに、通信用機材の操作等について習熟度を向上させるための訓練を実施する。

イ 非常通信連絡訓練

武力攻撃事態等において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市町および各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。

ウ 情報連絡訓練

国民の保護に関する情報、指示、命令および報告を円滑に実施できるよう、連絡体制の強化を図るための訓練を実施する。

エ 非常招集（参集）訓練

応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、抜き打ちによる非常招集（参集）訓練を実施する。

オ 救助救護訓練

迅速かつ的確な救助および救護を実施するため、おおむね次の事項について訓練を実施する。

（ア）避難

（イ）炊き出しおよび給水

（ウ）物資輸送

（エ）医療助産

(オ) 救出

(2) 避難訓練

ア 市内における避難のための訓練

市は、関係機関と連携して、それぞれまたは共同して、武力攻撃事態等において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、社会教育施設、事業所、交通機関等、人口密集地を含む様々な場所において、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。

イ 広域的な避難のための訓練

市は、県および隣接する市町と共同して、大規模な武力攻撃事態等において、市の区域を越えた避難誘導および避難住民の受入れを円滑に実施するための避難訓練を実施する。

(3) 図上訓練

市および関係機関は、共同して、随時、武力攻撃事態等における応急活動を的確かつ迅速に実施するための図上における訓練を実施する。

3 訓練に関する普及啓発

市および関係機関は、各種訓練の対象者となる住民に対して、市の広報など多様な媒体を通じて、訓練に関する普及啓発を行い、住民の訓練への参加意識の高揚を図る。

4 訓練のための通行規制

市は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、県および県公安委員会と協議し、当該訓練の実施に必要な限度において、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限することを要請する。

第3節 備蓄

1 防災資機材の整備（法142条関係）

市は、平常時から防災資機材の整備充実に努めるとともに、保有する防災資機材を随時点検し、保管に万全を期する。

（1）防災資機材の整備

整備を必要とする防災資機材は次のとおりとし、保有する防災資機材について品名、保管場所、数量などを明らかにしておく。

- ア 一般救助用器具
- イ 重量物排除用器具
- ウ 切断用器具
- エ 破壊用器具
- オ 測定用器具
- カ 呼吸保護用器具
- キ 救助要員保護用器具
- ク その他の救助用器具

（2）防災資機材の点検等

保有する防災資機材の点検項目は次のとおりとし、結果は常に記録しておくとともに、資機材に損傷、欠落等が発見されたときは、修理・補充等必要な措置を講ずる。

ア 機械類

- （ア）不良箇所の有無
- （イ）機能試験の実施
- （ウ）その他

イ 機材類

- （ア）種類、規格および数量の確認
- （イ）不良品の有無
- （ウ）薬剤等効能の確認
- （エ）その他

（3）防災資機材の要請等

緊急時において防災資機材が不足した場合は、県を通じて、防災資機材を保有する業者に資機材の提供を要請する。

2 飲料水、食料および生活必需品の備蓄（法142条～144条関係）

（1）市は、住民に対し、家庭内の飲料水、食料および生活必需品の備蓄について普及啓発を図る。

（2）市は、各避難所または行政区・自治会単位で飲料水、食料および生活必需品の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

（3）市は、応急時において市における備蓄物資では供給が不足する場合に、県に対して、広域圏ごとに分散備蓄している物資の供給を要請する。

3 自然災害等における備蓄との関係（法146条関係）

市は、住民の避難および避難住民の救援のために備蓄する物資および資材について、災

対法の規定による備蓄と相互に兼ねるものとする。

第4節 医療救護体制の整備

1 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害時に迅速に医療活動が実施されるよう、県の医療救護活動を支援する体制を整備する。

(1) 初期医療体制の整備

市は、自主防災組織等による軽症の負傷者等の応急救護など、県の救護班の活動を支援する体制の整備に努める。

(2) 医薬品等の確保

健康管理センターを中心に医薬品等の備蓄に努め、県が設置する救護所の活動を支援する。

2 救急救助体制の整備

消防本部は、医療機関または他の消防機関と平常時から連携を密にしておくとともに、適宜訓練を実施するなど救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃による災害が発生した場合には特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。

第5節 要配慮者支援体制

1 組織体制の強化

(1) 要配慮者支援体制の整備

市は、自然災害や武力攻撃事態等が発生した場合または発生するおそれのある場合に要配慮者を支援するための要配慮者支援体制を整備し、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。

(2) 関係部局・機関等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にするとともに、消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備するよう努める。

(3) 社会福祉施設等における対策の要請

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るよう要請する。

ア 災害時の迅速、的確な対応のため、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等を明確にした施設内の計画を作成するなど、組織体制を整備する。

イ 利用者および従事者等に対して、避難経路および避難所を周知し、基本的な行動がとれるよう研修、訓練等を定期的実施する。

ウ 市、県、施設相互間、自主防災組織および地域住民等との連携による応援協力体制の整備に努める。

2 支援体制の整備（法9条関係）

(1) 実情の把握

市は、要配慮者の避難、救援等を適切に行うため、行政区、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の状況を把握し、在宅保健・福祉サービスの提供等を通じ、災害時に支援等の必要な対象者や介護体制の有無等について、住民のプライバシーに十分な配慮を行いつつ、その実情の把握に努める。

(2) 避難支援計画の策定および情報の共有

要配慮者（特に避難行動要支援者）に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、自然災害における対応と併せて具体的な避難支援計画の整備に努める。

なお、要配慮者に関する情報は、個人情報保護に配慮した上で、県および各関係機関と共有に努める。

(3) 行政区等の協力による支援体制の整備

要配慮者の支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、行政区、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者および避難支援者までの迅速・確実な情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施等が行えるようその支援体制の整備に努める。

(4) 県健康福祉センター等との連絡・連携体制の整備

市は、県若狭健康福祉センター、敦賀児童相談所等との連絡・連携体制の整備に努

める。

(5) 介護体制の整備

市は、在宅介護支援センター、小浜市社会福祉協議会等と連携し、災害時における介護体制の整備に努める。

3 避難路、避難施設、緊急通報手段の整備

- (1) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識、外国語表記等の整備に努める。
- (2) 市は、武力攻撃災害時に避難施設となる施設の管理者に対し、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めるよう要請する。
- (3) 市は、要配慮者に対し、災害時において緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器（サイレン、CATV、防災行政無線、市ホームページ、小浜市防災メール等を含む。）の整備または活用を図る。

4 武力攻撃災害に関する知識の普及

市は、県と協力して、パンフレット、ビデオ等により要配慮者に対して実情に配慮した武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

また、外国人に対しては、外国語版の作成などについて配慮する。

5 国民保護訓練における配慮事項

市は、国民保護訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

6 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たっては、次のとおり配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認および必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食品を必要とする者に対する当該食品の確保および提供
- (5) 障害の状況等に応じた介助用品または補装具の確保または提供
- (6) 避難施設または居宅への必要な資機材の設置または配布
- (7) 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認および健康相談の実施
- (8) 在宅または避難施設内の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）
- (9) 市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時等への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時等における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事項等を記載または記録するものである。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、小浜市地域防災計画で定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供する。

7 児童および生徒の避難時の配慮

学校の管理者等は、児童および生徒を当該学校以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後状況に応じて保護者への連絡および引渡しを行うこととし、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

第6節 消防団、自主防災組織

1 消防団、自主防災組織の充実（法4条関係）

（1）自主防災組織等の設置、育成

市は、次に掲げる様々な形態の自主防災組織等の設置および育成を図り、活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練等の実施に努める。

ア 消防団

小浜消防団は、第1分団1部から第10分団4部による10分団34部からなり、消防本部により組織されるもの

イ 地域の防災組織

行政区等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

ウ 施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所等の施設において、管理者が組織し、設置するもの

エ 各種団体の防災組織

女性団体、青壮年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

2 組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じ、平常時および武力攻撃災害の発生時において、効果的な防災活動を行うよう努める。

なお、武力攻撃災害の発生時においては、安全が確保される場所および時期においての活動を基本とする。

（1）平常時の活動

ア 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。

イ 防災意識の普及を図る。

ウ 防災訓練（避難誘導、救出救護等）を実施する。

エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。

オ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。

カ 住民に対して非常食、救急医薬品等を常時備蓄するよう指導する。

キ 住民参加の下で地域ぐるみの安全点検を実施する。

（2）災害発生時の活動

ア 地域内の被害状況その他の必要な情報を収集し、市等に通報する。

イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。

ウ 被災者の救出救護に当たる。

エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。

オ 出火した場合は、協力して初期消火に当たる。

カ 要配慮者（特に避難行動要支援者）に十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。

キ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

3 自主防災組織の活動に対する措置

市は、武力攻撃災害の発生時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じる。

(1) 情報の伝達

県および防災関係機関と情報を共有し、正確かつ迅速に伝えられるシステムを確立する。

(2) 協力要請

ア 自主防災組織が迅速に活動できるように、県および防災関係機関への協力を要請する。

イ 自主防災組織が相互に協力を行えるよう要請を行なう。

(3) 指導

ア 有識者や専門家による講習会を行なう。

イ 実際に即した訓練を行う。

(4) 資機材の貸与等

市は、自主防災組織に対し、必要に応じて活動資機材の貸与を行うとともに、自主防災組織間の資機材の貸借について調整する。

4 自主防災組織と防災関係機関との連携

市は県と連携し、地域における自主防災組織相互の連携や消防団その他防災関係機関と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第7節 ボランティア活動への支援

1 ボランティアの活動内容

(1) 一般的な活動

- ア 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送および整理
- イ 避難住民等の生活援助
- ウ 炊き出し等の食事サービス
- エ 要配慮者への支援活動
- オ 被災地の武力攻撃終了後における被災住宅の後片付け等

(2) 専門的な活動

- ア 外国語通訳
- イ 点字、朗読、手話通訳および要約筆記
- ウ 介護
- エ 通信
- オ ボランティアのコーディネート等

なお、ボランティア活動は、武力攻撃が終了した段階で行われるものであり、その活動は自発的意思によるものであることや安全が確保されていることに十分配慮する。

2 ボランティア活動体制の整備等（法4条関係）

(1) ボランティア活動体制の整備

市は、さまざまなボランティア活動が円滑に実施されるよう、県と連携しボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、ボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、受入れ体制の確保に努める。

(2) ボランティアの養成および活動の支援

市は、ボランティア活動に必要な知識、技能等についての研修会等を開催し、リーダー、コーディネーター、アドバイザー等の養成を行う。

また、必要に応じ、ボランティア・市民活動交流センターなど市の施設の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

(3) ボランティア応援体制の整備

市は、平常時より日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体と連携を図り、協働による組織体制を整備するとともに、市の区域を超えた広域的な応援体制を整備する。

第8節 国民保護に関する知識の普及等

1 住民、事業者等に対する知識の普及

市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材または手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、国民保護措置の重要性や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について、平常時から啓発および周知に努める。

（1）普及の方法

- ア 市の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会等の開催
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 訓練の実施
- オ パンフレット等の配布
- カ 住民運動としての地域での取組みの推進

（2）普及の内容

- ア 国民保護に関する一般知識および概要
- イ この計画ならびに各機関の『国民保護計画』および『国民保護業務計画』の内容
- ウ 国民保護法および関係法の趣旨徹底
- エ 弾道ミサイル発射時の全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動に関する知識
- オ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）
- カ 2～3日分の水、食料等の備蓄
- キ 有事発生時の心得
- ク 各機関の対策
- ケ その他必要な事項

2 防災関係職員に対する研修

市は、防災業務に従事する職員に対し武力攻撃災害等における適正な判断力を養い、各機関における国民保護措置の円滑な実施を期するため、自然災害時の職員動員等を定めた手順書等を活用するほか、次により研修の徹底を図る。

（1）研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 国民保護措置の手引書等の配布
- ウ 訓練による実践的研修

（2）研修の内容

- ア この計画およびこれに伴う各機関の体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 武力攻撃事態等についての知識および各種被害の特性
- エ 武力攻撃原子力災害への対処と技術
- オ 関係法令の運用
- カ その他必要な事項

3 教職員に対する研修および児童生徒に対する教育

市は、教職員に対し、国民保護に関する知識の普及を図るとともに、武力攻撃事態等の対処方法についての研修を実施する。

また、児童生徒に対し、国民保護や武力攻撃事態等における避難などに関する教育の推進に努める。

4 ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

市は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。

第9節 避難誘導体制の整備等

1 避難誘導体制の整備

市は、住民の避難誘導を最優先とし、平常時から県、関係機関との調整を図りながら次のとおり避難誘導体制を整備する、また、国や県の避難マニュアル等を参考に、避難方法や降雪時等の避難方法など複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するとともに、地区、行政区単位での各種訓練等を推進する。

- (1) 迅速かつ安全な避難を期するため、避難経路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。
- (2) 社会福祉施設、病院など自ら避難することが困難な要配慮者を擁する施設においては、常に人数把握を行い、施設管理者との調整を図りながら車両等による輸送計画の作成に努める。
- (3) 保育所、幼稚園、小・中学校等の児童生徒については、職員の引率、保護者への連絡および引渡しを迅速に行うための連絡網を作成する。
- (4) 大規模集客施設、大規模集合住宅など多数の者が利用または居住する施設の管理者に対して、火災や地震の対応に準じて警報等の伝達および避難誘導を適切に行うための措置の実施に努めるよう要請する。
- (5) 鉄道、バス等を運行する一般旅客運送事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

2 住民への周知

市は、避難実施要領の内容を住民および関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達する場合に備え、緊急通報機器（防災無線、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、CATV、インターネット、広報車等）を整備するなど、住民等に周知徹底できる体制の確立を図る。なお、避難の必要がなくなり、避難住民を通常の生活に復帰させる場合も同様の緊急通報機器で周知できる体制を整える。

3 避難のため必要となる情報の収集

市は、避難実施要領の作成に備え、地区または行政区の避難の単位となる区域（以下「避難地区」という。）に関する次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるように努める。

- (1) 避難地区の位置
- (2) 避難地区ごとの昼夜間人口と世帯数
- (3) 避難地区ごとの要配慮者の人数、居住場所、避難誘導の責任者および避難誘導時に必要とする支援の内容
- (4) 避難地区ごとの避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無および収容台数、トイレ・給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等
- (5) 市所有の車両等の台数およびそれぞれの定員
- (6) 市所有の車両等のうち車椅子の収容可能な車両台数およびそれぞれの車椅子の収容可能数

- (7) 避難の際に、要配慮者の避難に使用できる自家用車の台数、それぞれの定員、所有者、運転者および輸送対象者等
- (8) 事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所およびその従業員数

4 避難誘導責任者および避難誘導員の配置

市は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、現地に避難誘導責任者を配置するとともに、消防吏員および警察官等と連携し、また、消防団、防犯隊、自主防災組織、行政区単位の防災リーダー等の協力を得て、避難道路の要所に避難誘導員を配置し、高齢者や障害者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

避難に当たっては、できるだけ自主防災組織、行政区ごとの集団避難を行い、要配慮者を優先して誘導するものとする。

第10節 避難施設の指定および整備

1 避難施設の選定および報告

(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。

ア 公園、広場その他の公共施設または学校、コミュニティセンター、駐車場その他の公益的施設であること。

イ また、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう選定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

ウ 避難住民等を受け入れ、またはその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

エ 速やかに、避難住民等を受け入れ、またはその救援を行うことが可能な構造または設備を有するものであること。

オ 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

カ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(2) 避難施設の選定に当たっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイルおよびNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。

ア 要配慮者に対応できる設備があること。

イ コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。

ウ 周辺に駐車場が確保できること。

2 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

3 避難施設の指定および通知（法148条関係）

市長より選定の報告を受けた知事は、法第148条の規定に基づき施設を施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

4 変更等の届出（法149条関係）

避難施設の指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、または用途の変更、改築等により当該施設の避難住民等の受入れもしくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市長を経由して知事に届けるものとする。

5 避難施設の整備

市は、避難施設の収容人員の合計が昼夜別、平日・週末別、季節別の人口を考慮して施設の整備に努める。なお、整備に当たっては1（1）および1（2）の基準を満たすように努める。

6 住民への周知等

市長は、避難時にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住

民に周知しておくよう努める。

第3章 実施体制

第1節 実施体制の整備

1 小浜市国民保護対策連絡室の設置

市は、国において武力攻撃事態等が認定される前など武力攻撃の初期の段階において、小浜市国民保護対策連絡室（以下「市連絡室」という。）を設置し、国、県および関係機関との間で情報の共有化を図りながら、国民保護措置の速やかな実施に対応する。

(1) 設置および廃止基準

ア 設置基準

(ア) 国対策本部の本部長（以下「国対策本部長」という。）から警報が発令された場合

(イ) 国からの警報発令以前の段階で、武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、または県が福井県国民保護対策連絡室を設置した場合において、市長が、市連絡室の設置の必要があると認めた場合

イ 廃止基準

(ア) 警報が解除された場合

(イ) 警報が発令されるおそれなくなった場合

(ウ) 市対策本部の設置が決定された場合

(エ) その他市長が廃止することが適当と認めた場合

(2) 設置場所

市連絡室は、原則として市役所3階防災対策室に設置する。

市役所が被災し市役所に設置できない場合は、出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

(3) 組織および業務内容

ア 市連絡室の室長は、副市長をもって充て、市連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

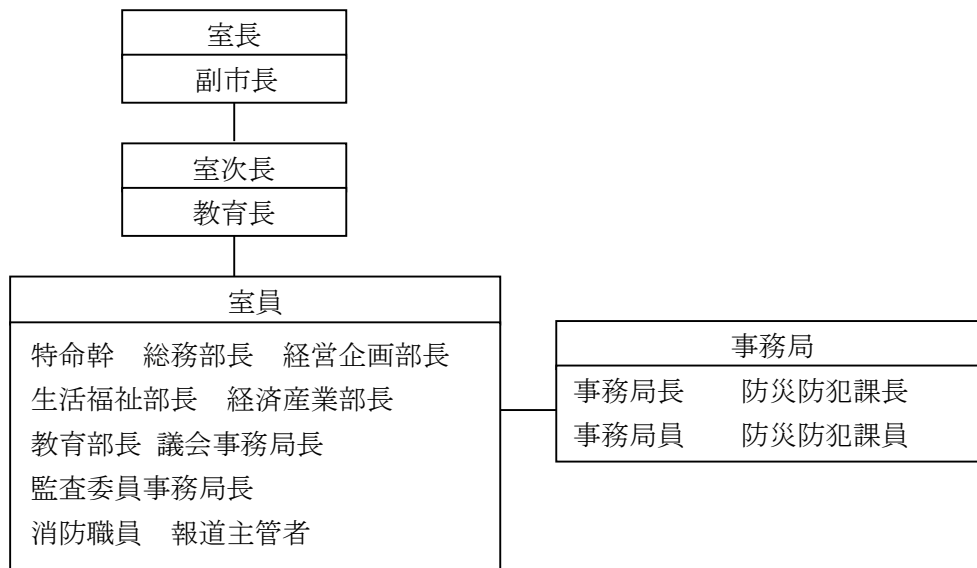
イ 市連絡室の室次長は、教育長をもって充て、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 市連絡室の室員は、特命幹、総務部長、経営企画部長、生活福祉部長、経済産業部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長および若狭消防組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）が指名する消防職員をもって充てる。

また、市連絡室には市連絡室の広報を総括するため、報道主管者を置き、小浜市国民保護対策本部の広報記録班長となる職員をもって充てる。

エ 市連絡室に防災防犯課長を長とする事務局を置き、同課員を事務局員とする。

オ 市連絡室の組織図は、次のとおりとする。



室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ市国民保護対策連絡室会議（以下「連絡室会議」という。）を招集する。

連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- (ア) 武力攻撃事態等のおそれのある状況およびその対応状況
- (イ) 関係課相互の調整事項
- (ウ) 関係機関との連携推進に関する事項
- (エ) 国、県、他市町および関係機関に対する要請に関する事項
- (オ) その他情報の収集連絡等に関する事項

カ 連絡室会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。ただし、(ウ)に掲げる機関については、必要がある場合に限る。

- (ア) 県（福井県国民保護対策連絡室）
- (イ) 関係する指定公共機関および指定地方公共機関
- (ウ) 小浜警察署および小浜海上保安署等

2 小浜市国民保護対策本部の設置（法２６条～２８条関係）

(１) 設置および廃止基準

市長は、次の場合に市対策本部を設置または廃止する。

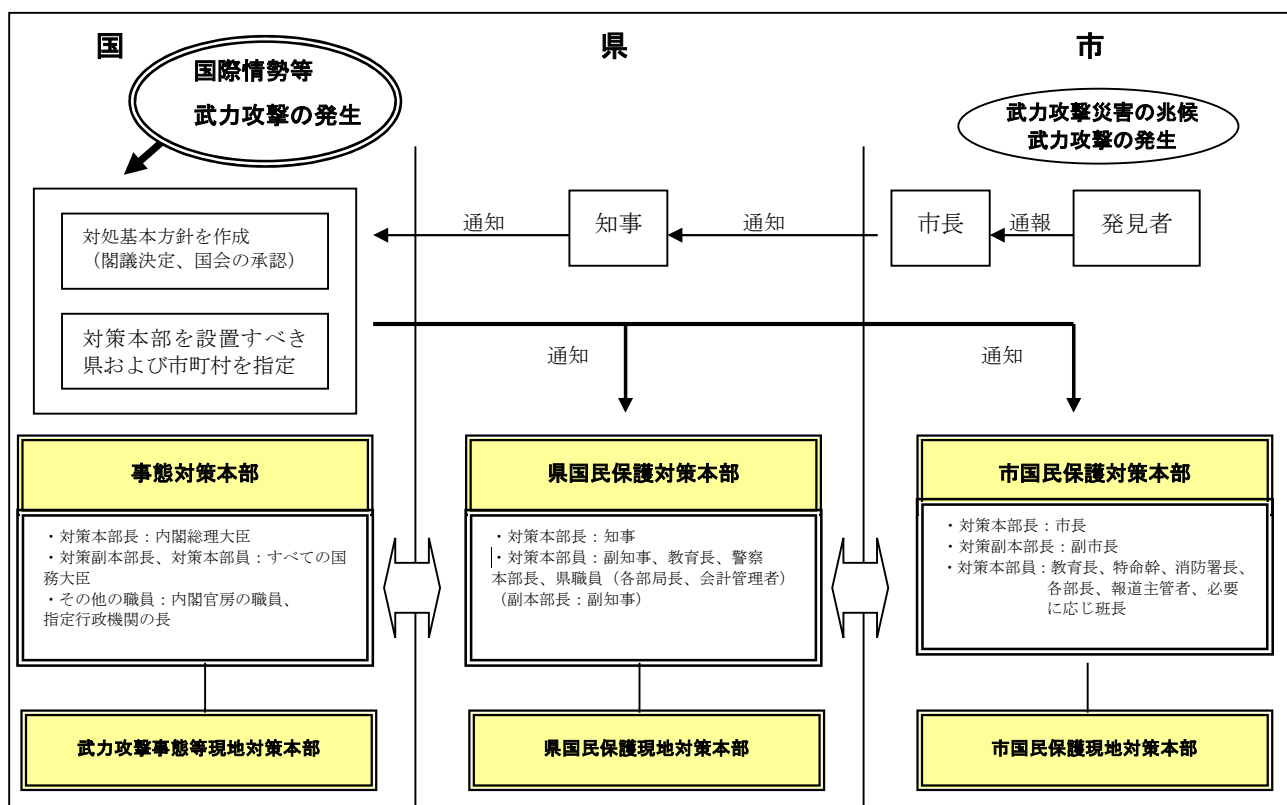
ア 設置

市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合

なお、当該指定が行われていない場合で、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、市長は、内閣総理大臣に対し、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる。

イ 廃止

市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合



(2) 設置場所

市対策本部は、原則として市役所 3 階防災対策室に設置する。

市役所が被災し市役所に設置できない場合は、出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

(3) 組織、事務分掌等

ア 市対策本部長は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 市対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 市対策本部の本部員は、教育長、消防署長、特命幹、総務部長、経営企画部長、生活福祉部長、経済産業部長、教育部長、議会事務局長および監査委員事務局長をもって充てる。

また、市対策本部には市対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報記録班長をもって充てる。

エ 市対策本部に次の部を置き、部の長は、同表に掲げる者をもって充てる。

また、各部に次のとおり班を置き、その主な事務分掌は『小浜市国民保護対策本部等運営要綱』で定める。

部 名	部 長 名	班 名
総務部	総務部長	本部班・総務班・渉外班・被災管理班・特命班・ 広報記録班
経営企画部	経営企画部長	現地本部班・広報記録班・公共交通班・ボラ ンティア班・財政班・施設管理班・住宅班・ 特命班
生活福祉部	生活福祉部長	衛生班・救護班・要配慮者支援班・相談窓口 班
経済産業部	経済産業部長	産業班・物資供給班・調査工作班・給水班
教育部	教育部長	学校班・避難所班
議会事務局	議会事務局長	特命班
監査委員事務局	監査委員事務局長	避難所班
消防部	消防署長	消防班

オ 市対策本部に、市対策本部長、副本部長および本部員で構成する市国民保護対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を置く。

カ 市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ市対策本部会議を招集する。市対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

（ア）国の指示に関する事項

（イ）市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項

（ウ）市対策本部各部相互の調整に関する事項

（エ）指定公共機関等との連携推進に関する事項（協力応援に関する事項を含む。）

（オ）国、県および関係機関に対する応援要請に関する事項

（カ）その他国民保護措置に関する重要な事項

市対策本部会議を開催するときは、国対策本部、県対策本部および関係市町等との情報の共有を図る。

キ 市対策本部に、防災防犯課長を長とする事務局を置き、防災防犯課員を事務局員とする。

ク 部内各課相互の連絡・調整を図るため各部の各部次長および消防長が指名する消防職員をもって各部連絡責任者とする。

また、各部次長の在籍する課のグループリーダーを各部連絡員に充て、各部長または部次長の指示に従い、所属部の連絡にあたる。

なお、各部連絡員は事務局に詰める。

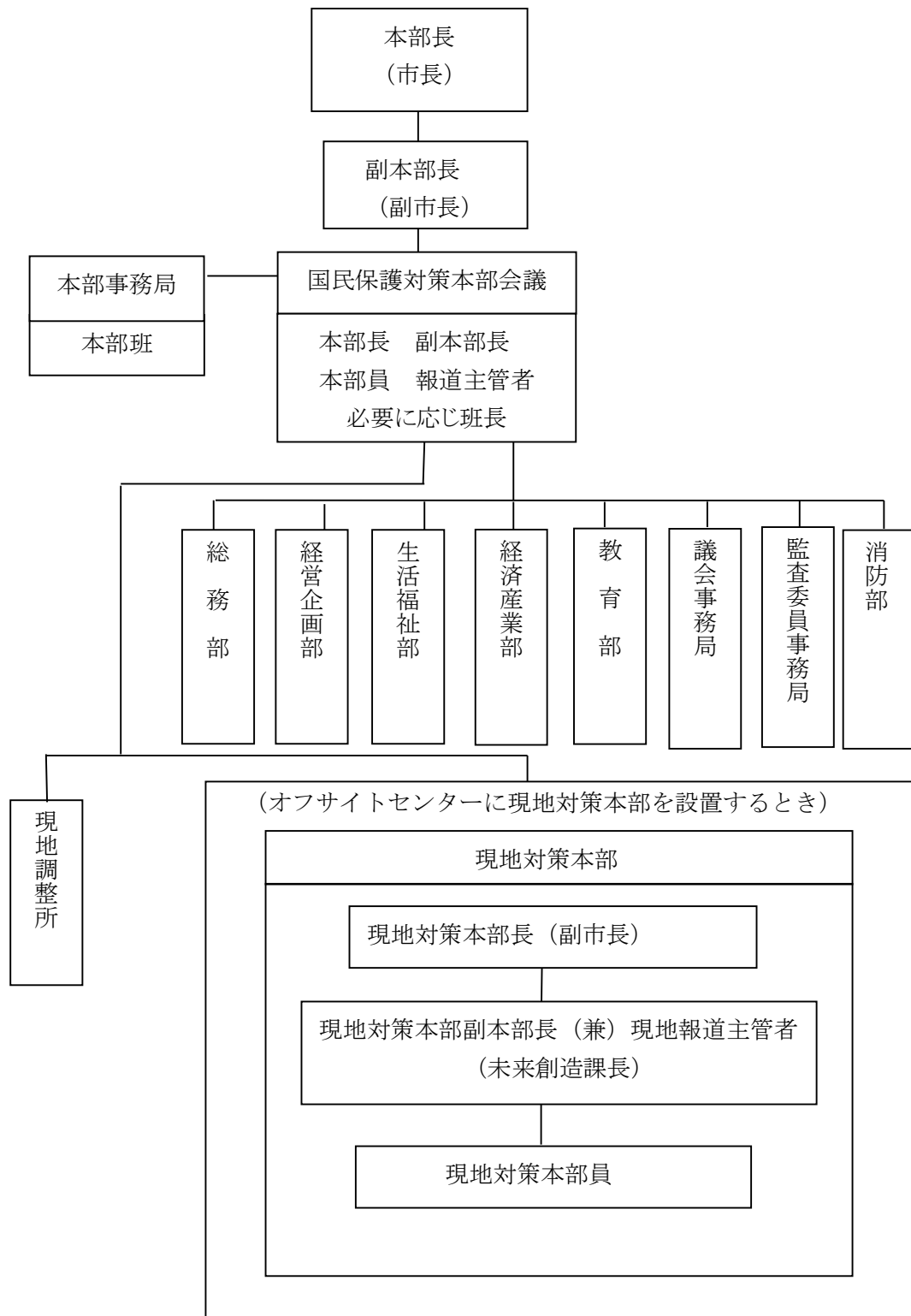
ケ 市対策本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置し、副本部長、本部員その他の職員から現地対策本部長を任命する。

コ 市対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減および現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有および活動調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員

を派遣する。

サ 市対策本部の組織図は、次のとおりとする。

小浜市国民保護対策本部組織（概略）図



(4) 市対策本部を設置した場合における関係機関への通知

市対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を通知または報告する。

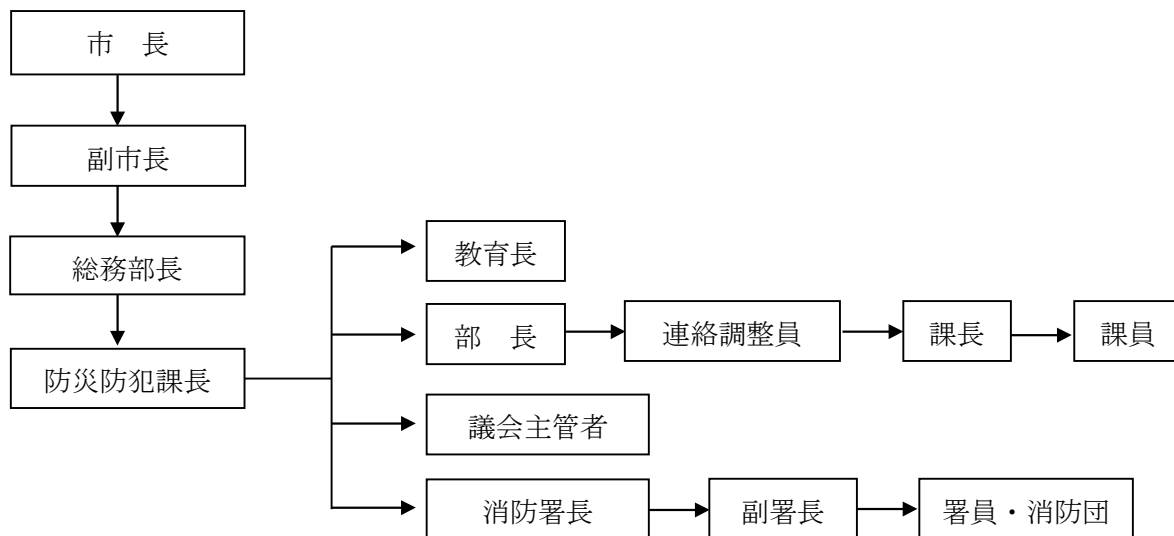
- ア 議会事務局
- イ 消防本部
- ウ 関係指定公共機関および指定地方公共機関
- エ 防災関係機関
- オ 県（対策本部）

(5) 市対策本部設置の公表

市対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞および市のホームページ等を通じて公表するとともに、本部の標識を市役所正面玄関に掲示するものとする。

(6) 市対策本部設置の伝達

市対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。



(7) 職員の参集

ア 全職員の参集

市対策本部の設置の伝達があったときは、全職員は直ちに参集するものとする。

イ 参集場所

原則として本部員は市役所3階第2応接室、事務局員は市役所3階防災対策室とし、その他の職員については各所属所とする。ただし、平常時において徒歩2時間以内に各所属所に参集できない職員については、交通機関等が途絶し緊急の参集が困難な場合にあっては、市役所および最寄りの出先機関に参集する。

また、道路、橋梁等の断絶により、上記の参集も困難な場合には、最寄りの公共施設等に出向く。

ウ 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中に重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

エ 参集状況等の報告

各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、事務局

へ報告する。

(8) 国、県その他の機関の対策本部等との協力

国、県その他の機関の対策本部または現地対策本部が設置された場合は、市は連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(9) 県の現地対策本部との合同会議

県の現地対策本部と市対策本部で、必要に応じて合同会議を開催し、情報の共有および国民保護措置を効果的に実施する体制を確立する。

(10) 県から派遣された職員との協力

市対策本部設置時に、県から派遣される職員が行う情報収集・伝達活動に対し、市は積極的に協力し、県と連携の取れた国民保護措置を実施する。

(11) 防災関係機関の対策本部会議への出席

市は、県その他防災関係機関に対し、当該機関に属する職員の市対策本部会議への出席を求めることができる。この場合において、県その他防災関係機関との調整は、原則として市対策本部会議に出席している職員を通じて行う。

(12) 総合調整への協力

国対策本部長および県対策本部長による総合調整が行われた場合に、所要の措置を的確かつ迅速に実施するように努める。

(13) 情報の分析整理

市は、国、県および関係機関からの情報の分析および整理を行い、これらの各機関との間の情報の統一化および共有化を図る。

第2節 応援の要請

1 自衛隊の部隊等の派遣の要請（法20条関係）

（1）派遣の要請

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行う。

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請を求めることができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨および国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、協議会の委員たる隊員を通じて、当市を担当区域とする方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

この場合、防衛大臣はその内容を国対策本部長に報告し、それを受けた国対策本部長は緊急に必要があると認めるときは、防衛大臣に国民保護等派遣を求めることとされている。

（2）派遣の要請手続

市長は、派遣の要請を行うときは、武力攻撃災害の状況および派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話その他の通信で行う。

2 他の市町村長等に対する応援の要求（法17条・18条関係）

（1）他の市町村長等への応援の要求

市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長その他の執行機関に応援を求めることができる。

（2）知事等に対する応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事その他の県の執行機関に応援を求めることができる。

（3）応援の要求手続

市長等は、応援を求めるときは、応援を求める理由、応援を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話その他の通信で行う。

3 緊急消防援助隊の応援要請（法119条関係）

市長は、消防本部の消防力および福井県広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等のための必要な措置を講ずることを要請することを求めることができる。

4 職員の派遣要請およびあっせん（法151条・152条関係）

（1）職員の派遣の要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときに、知事に対して県の職員の派遣を要請することができる。

また、次の機関に対して職員の派遣を要請するときは、知事を経由して行う。

ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

ア 指定行政機関

イ 指定地方行政機関

ウ 特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）

（２）職員の派遣の要請手続

職員の派遣要請は、派遣を要請する理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

（３）職員の派遣のあっせん

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事を経由して国に対し、職員の派遣のあっせんを求めることができる。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は直接求めることができる。

（４）職員の派遣のあっせんの手続

職員の派遣のあっせんを求めるときは、派遣のあっせんを求める理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

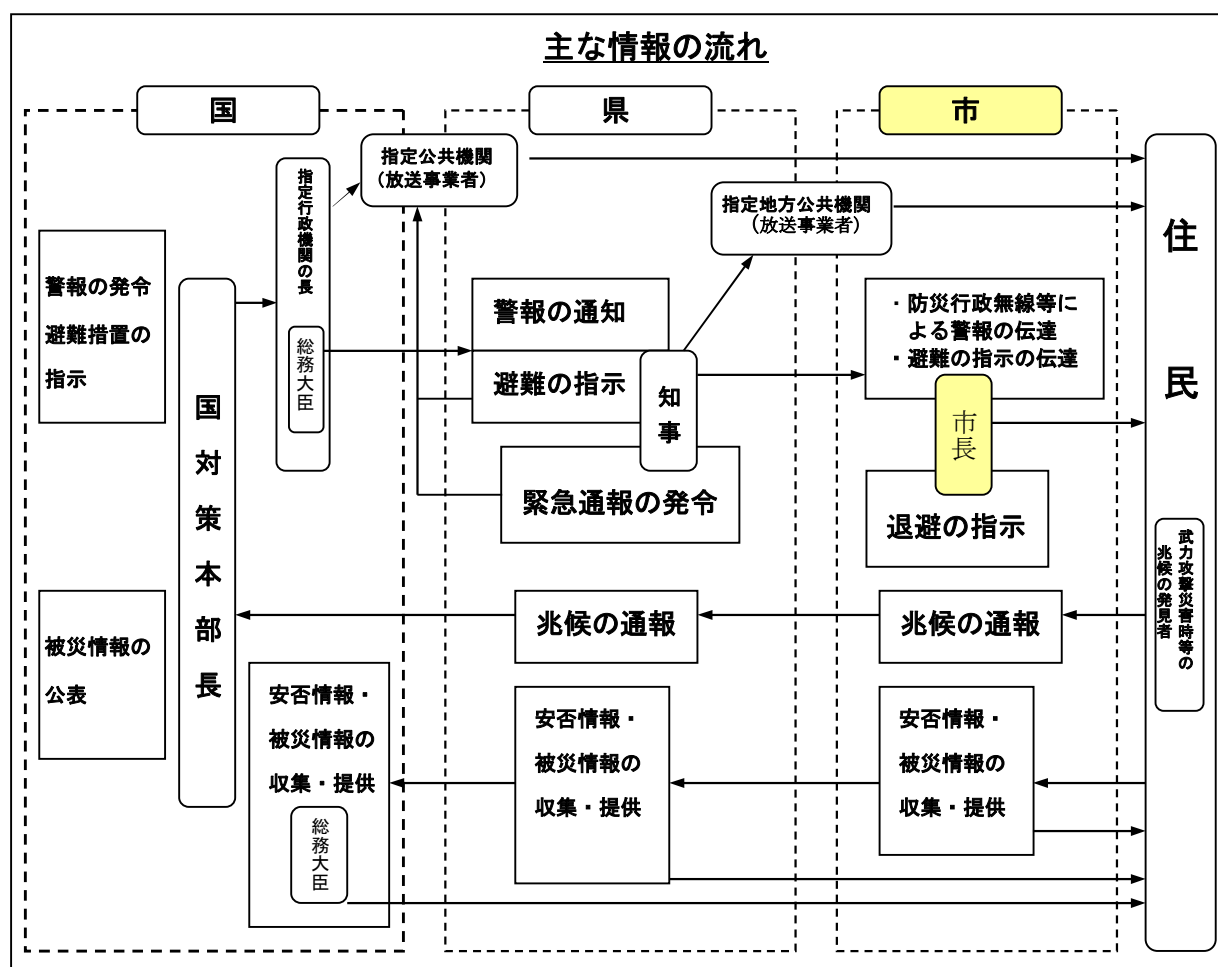
第3節 情報の収集、提供

1 情報の流れ

武力攻撃事態等における情報は、大きく分けて二つの流れがある。一つは、住民に対して伝達すべき指示等であり、もう一つは住民から収集する安否情報等である。

主な情報の流れは、次に掲げる表のとおりであり、それぞれの情報の内容、伝達先等については、この節において個別に規定する。

なお、国、県および市は、これらの国民保護措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、住民に迅速に提供するよう努める。



2 警報等の通知および伝達 (法46条・47条関係)

(1) 警報の内容

国対策本部長が発令した警報は、知事から通知され、その内容は次のとおりである。

ア 武力攻撃事態等の現状および予測

イ 武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域（ただし、通知されない場合がある。）

ウ その他住民および公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 避難の指示の内容

知事から通知される避難の指示の内容は次のとおりである。

- ア 要避難地域等
- イ 避難先地域
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- エ 主要な避難の経路
- オ 避難のための交通手段
- カ その他避難の方法

(3) 緊急通報の内容

知事が発令する武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の内容は次のとおりである。

- ア 武力攻撃災害の現状および予測
- イ その他住民および公私の団体に対し周知させるべき事項

(4) 警報、緊急通報の通知または伝達

市長は、知事から警報および緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、または通知する。また、警報の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に対して迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- ア 住民
- イ 公共団体
- ウ 市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等）
- エ その他の関係機関

(5) 避難の指示の通知または伝達

市長は、知事から警報および緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、または通知する。

- ア 要避難地域等の住民
- イ 公共団体
- ウ 市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等）
- エ その他の関係団体

(6) 警報等の伝達方法

市長は消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

- ア サイレン
- イ 防災行政無線
- ウ インターネット
- エ C A T V
- オ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- カ 広報車
- キ その他

(7) 警察との連携

市長は警察署と協力し、警報または緊急通報の内容の伝達が住民に対し的確かつ迅速に行われるように努める。

3 退避の指示の伝達（法 112 条関係）

(1) 退避の指示

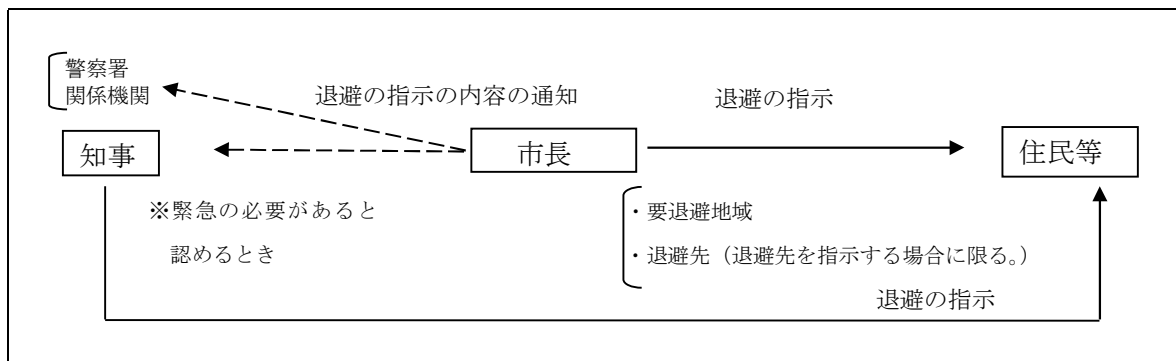
市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合（例：武力攻撃により可燃性のガスに引火し、爆発が起こる可能性がある場合）において、住民の生命、身体または財産を保護し、または当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに必要と認める地域の住民に対し、屋内などに一時的に退避をすべき旨の指示を行うことができる。

(2) 退避の指示の内容

- ア 要退避地域
- イ 退避先（退避先を指示する場合に限る。）

(3) 退避の指示の通知および伝達

- ア 市長は、退避の必要があると認めた場合には、防災行政無線および C A T V 等あらかじめ定める方法により、速やかに要退避地域の住民にその旨を指示する。
- イ 市長は、退避の指示の内容を次の者に通知する。
 - (ア) 知事
 - (イ) 要退避地域を管轄する警察署
 - (ウ) その他関係機関



4 発見者の通報義務等（法 98 条関係）

(1) 発見者の責務

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく次のいずれかに通報する。

- ア 市長
- イ 消防吏員
- ウ 警察官
- エ 海上保安官

(2) 市長の責務

市長が発見者および消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通知する。

(3) 消防吏員等の責務

消防吏員等は、通報を受けたときは、その旨を速やかに市長に通報する。市長に通報することができない場合は、速やかに知事に通報する。

5 安否情報の収集および提供 (法94条～96条関係)

(1) 安否情報の収集

ア 市長は、避難の指示を伝達したときは、避難施設または収容施設に向かう避難住民およびこれらの施設に滞在する避難住民について、個人情報の保護に十分留意して、氏名、住所等の情報を収集し整理するよう努める。

イ 市長は、避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に居所、当該避難住民の連絡先等の情報を収集し、整理するよう努める。

ウ 避難住民を受け入れた場合は、市長は、市の区域に所在する避難施設および収容施設に滞在する避難住民について、要避難地域の市町長と協力して当該避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。

エ アからウまでに規定するもののほか、市長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（アおよびイに規定する避難住民を除く。）について、当該事実に係る避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。

(ア) 市の住民が避難住民となったこと。

(イ) 市の区域に避難住民が滞在していること。

オ 市長は、市の区域で武力攻撃災害により負傷した住民（市の住民以外の者で市の区域に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）」第1条に規定する様式第1号を用いて氏名、住所、負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

カ 市長は、市の区域で武力攻撃災害により死亡した住民（市の住民以外の者で市の区域で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、安否情報省令第1条に規定する様式第2号を用いて、氏名、住所、死亡の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

キ 市長は、市の区域外において市の住民が武力攻撃災害により死亡し、または負傷した事実を知ったときは、当該住民について、氏名、住所、死亡または負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

ク 安否情報の収集は、市が保有する資料の調査、避難住民を誘導する者による調査または県警察、若狭消防組合、医療機関その他の関係機関に対する照会などにより行う。

ケ 市長は、収集し、整理した安否情報を安否情報省令第2条に規定する様式第3号により知事に報告する。

コ 市長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力する。

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 避 難 住 民 ・ 負 傷 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 負 傷 （ 疾 病 ） の 該 当	負 傷 非 該 当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、右欄の「回答を希望しない」を○で囲んでください。	回 答 を 希 望 し な い
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、右欄の「回答を希望しない」を○で囲んでください。	回 答 を 希 望 し な い
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか右記を○で囲んで下さい。	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記 ⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号 (安否省令第 1 条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (死 亡 住 民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日 本 そ の 他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して、回答することについて同意するかどうか右記を○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所			続柄

安否情報報告書

[illegible]

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃被害により死亡した住民にあっては、「⑩負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑫現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

イ 住民から安否情報について照会があった場合は、原則として次の安否省令に定める様式第４号に必要事項を記載したものを照会窓口で受け付ける。ただし、照会する者が遠隔地に居住している場合など、文書の提出ができない場合は、口頭や電話、メー

ル等の照会も受け付ける。なお、この場合は、安否省令に定める様式第4号に記載すべき事項について聴取する。

(4) 安否情報の回答

ア 市は、安否情報について照会があった場合には、個人情報の保護に留意しつつ、当該照会が不当な目的によるものでなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、次の安否省令に定める様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、武力攻撃災害により死亡し、または負傷した住民に該当するか否か等について、速やかに回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認めるときは、照会する者が必要とする安否情報について、安否省令に定める様式第5号により回答する。

(5) 県に対する安否情報の報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システム（総務省消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」）を使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁記録を含む。）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長） 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

6 被災情報の収集および報告（法１２６・１２７条関係）

（１）武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集

市長は、市の住民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について被災状況の調査を実施し、次の様式により収集した被災情報を知事に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
小 浜 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 関係機関との協力

市長は、県および指定地方公共機関と各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように努める。なお、市長は、指定行政機関の長等の行う被災情報の収集に協力するように努める。

7 通信連絡設備の整備（法 156 条）

(1) 通信連絡手段の確保

市長は、武力攻撃災害の発生時には、国民保護措置の円滑な推進および住民に対する適切な情報提供のため、防災行政無線の整備、多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

ア 防災行政無線の整備

市の防災行政無線について、住民への情報伝達手段を確保するため、同報系無線の整備を行う。

イ 多様な媒体の活用

市長は、情報通信の手段および経路の多様化を図り、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、さらには、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、県の災害情報インターネット通信システムなど多様な媒体の活用を推進する。

(2) 武力攻撃事態等の通信連絡

市長は、武力攻撃事態等に関する情報の伝達、被害状況の収集報告その他安全の確保のために必要な措置の要請等は、原則として有線通信（加入電話）または無線通信により速やかに行う。

(3) 通信の統制

武力攻撃事態等においては、加入電話および無線通信ともにつながりにくくなることが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

(4) 各種通信設備の利用

ア 電気通信設備の優先利用

市長は、国民保護措置に関する情報伝達において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話のうち、あらかじめNTT西日本より指定を受けた災害時優先電話を利用する。

また、各機関が、緊急の度合いに応じて利用する非常扱い通話（電報）および緊急扱い通話（電報）は、これらの通話（電報）用として、あらかじめNTT西日本から指定を受けた電話を用い、102（115）番通話により行う。

イ 有線電気通信設備または無線設備

市長は、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる次の者が設置する有線電気通信設備または無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。

1 警察事務を行う者	5 海上保安事務を行う者	9 電気業務を行う者
2 消防事務を行う者	6 気象業務を行う者	10 鉱業を行う者
3 水防事務を行う者	7 鉄道業務を行う者	11 自衛隊
4 航空保安事務を行う者	8 軌道業務を行う者	

ウ 電波法に基づく非常通信の利用

市長は、武力攻撃事態等または武力攻撃事態等となるおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条の2ならびに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

そのためには、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関は、福井県非常通信協議会が実施する無線設備の総点検、通信訓練を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。

（ア）非常通報の内容

非常通信における通報の内容は、人命の救助に関するもの、天災の予警報など非常通信運用細則第7条による。

（参考）非常通信運用細則第7条に規定する非常通報の内容

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位も含む。）および天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令およびその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 13 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

（イ）非常通報の発信

非常通報は、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

(5) 通信設備の利用ができない場合の連絡手段

市長は、(1) から (4) までによる各種通信施設が利用できないときは、次の方法により情報の収集および救援活動等を行う。

ア 使送

イ 孤立地区の空中偵察に対する合図

赤旗（傷病人あり）

青旗（食料不足）

8 要配慮者に対する情報伝達設備等の充実（法9条関係）

市長は、情報の伝達において、要配慮者への対応を優先するとともに、情報を迅速かつ的確に伝達するために、障害種別や生活環境の状況等に応じて、同報系無線の戸別受信機の整備や、ファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を図る。

第4節 住民に対する協力要請

1 住民に対する協力要請（法4条関係）

（1）自発的な意思による協力

住民は、法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めることとされている。

ただし、この協力は、住民の自発的な意思にゆだねられるものであることから、要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

（2）安全配慮義務

協力を要請する者は、協力する者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（3）協力要請

協力を要請する者は、要請を受けて協力する者に対し、その者が行う協力の内容、実施場所および期間をあらかじめ示した上で、その者の了解を得ることが必要である。

また、協力する者に対しては、国民保護措置に係る職務を行う者等の標章が印刷された腕章等および身分証明書を交付し、損害賠償の対象となることを通知する。

2 避難住民への協力（法70条関係）

（1）住民への協力要請

避難住民を誘導する市の職員、警察官等その他避難住民を誘導する者は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

（2）協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難住民の整理、要配慮者の介助等の実施に必要な援助とする。

3 救援への協力

（1）住民への協力要請（法80条関係）

市長が知事からの救援に関する事務を受託したときは、市長または市の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等およびその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

（2）協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難所における情報の伝達、救援措置の食品、生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助とする。

4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力（法115条関係）

（1）住民への協力要請

市長もしくは消防吏員その他の市の職員または警察官等は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市の区域の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

(2) 協力要請内容

協力を要請できる内容は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助または武力攻撃災害への対処のための措置の実施に必要な援助とする。

5 保健衛生の確保への協力（法 1 2 3 条関係）

(1) 住民への協力要請

市長もしくは市の職員は武力攻撃災害の発生により市の区域における住民の健康の保持または環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市の区域の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

(2) 協力要請できる内容

協力を要請できる内容は、集団健康診断の補助、防疫作業の補助等の実施に必要な援助に限る。

第5節 ボランティアの受入体制

1 ボランティア活動への配慮（法4条関係）

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧活動におけるボランティア活動は、自発的な意思による活動であることに十分配慮して、安全が確保された場所に限定して行うとともに、ボランティア活動が円滑に行えるよう受入体制を整備する。

2 ボランティアの活動内容

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧時において、想定されるボランティア活動は、次のとおり。

- (1) 避難施設における救援物資の搬送や整理
- (2) 避難住民等の生活援助
- (3) 炊き出しなどの食事サービス
- (4) 要配慮者への支援活動
- (5) 被災住宅の後片づけ
- (6) 専門的知識や技能を使った介護等の活動

3 ボランティアの受入体制の整備

市、小浜市社会福祉協議会および県は相互に、連携・協力し、ボランティアの受入体制を整備する。

(1) ボランティアニーズの把握等

市は、ボランティアの申し出および避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、県に対しボランティアの派遣を必要とする分野、人数等の情報提供を行うとともに、小浜市社会福祉協議会等の既存のボランティア推進団体および小浜市赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体等の連携のうえ、ニーズに応じた調整およびあつせんを行う。

(2) ボランティアセンターの開設

市は、直接訪れたボランティアの受付および登録、県から派遣されたボランティアの受入れならびに活動の調整を行うため、小浜市社会福祉協議会、県、福井県災害ボランティア本部等と連携のうえ、ボランティアセンターを開設する。

4 ボランティア活動の支援体制

市は小浜市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアが円滑な活動を実施するために必要な支援を行う。

(1) 情報の提供

ボランティアに対して、災害の状況、災害応急対策の実施状況、協力を必要とする活動内容、被災者のニーズ等についての情報を提供する。

(2) 連絡調整

ボランティアリーダー等と定期的に打合せの場を設け、ボランティア活動の進展具合、問題点、要望等について連絡調整を行う。

(3) 必要資機材および活動拠点の提供

ボランティアから資機材および活動拠点に関する要望があったときは、必要な資機材を提供するとともに、状況に応じて拠点避難所の一部のスペースをボランティア活動拠

点として提供する。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

第6節 国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章

1 国民保護措置に係る職務を行う職員等に対する交付等（法158条関係）

次の（１）から（３）に掲げる者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ（１）から（３）に掲げる職員等に対し、法第158条第1項の身分証明書を交付し、または使用させることができる。

（１）市長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- イ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（２）消防長

- ア 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

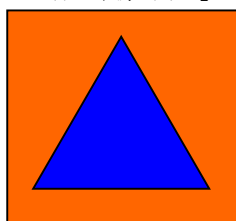
（３）水防管理者

- ア 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長および水防団員
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 特殊標章の使用

1の（１）から（３）までに掲げる者は、その職員等またはこれらの者が国民保護措置に係る職務を行う場所等を識別するため、法第158条第1項の特殊標章を使用させることができる。

〔特殊標章〕【オレンジ色地に青色の三角形】



第4章 避難および救援

第1節 住民の避難

1 避難の種類と対処

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や推移、時間的余裕、さらには被害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市の区域内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施する。

実際には、具体的に発生した、または発生するおそれのある武力攻撃事態等の実態に応じて、最も的確かつ確実な方法により行うこととなるが、基本的には次の表に基づき実施する。

なお、武力攻撃原子力災害が発生した場合および発生するおそれがある場合における避難については、第5章第12節第4において別途定める。

	類型	避難および退避の態様
武力攻撃事態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃	・ 広域的な避難 (県内避難または県外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 主要な公共施設の占拠または破壊 ・ 原子力発電所の中央制御室の占拠または冷却機能の破壊	・ 屋内へ避難 (退避) ・ 事態の推移や被害の状況に応じて、他の安全な地域へ避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学剤弾頭	
	航空機による攻撃	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・ 原子力事業所等の破壊 ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊	・ 危険地域からの避難 (退避) (市内避難または県内避難)
	多数の人が集合する施設および大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	・ 危険地域からの避難 (退避) (市内避難)
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入させた爆弾 (ダーティボム) 等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	・ 危険地域からの避難 (退避) (市内避難) (風向や二次感染の防止等を考慮)
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 危険地域からの避難 (退避) (市内避難)

* 退避については、〔参考〕 退避について (P70) および第5章第5節「退避の指示」を参照

2 避難の指示と避難の方法

市長は、知事からの避難の指示を受けたときは、住民に伝達する。

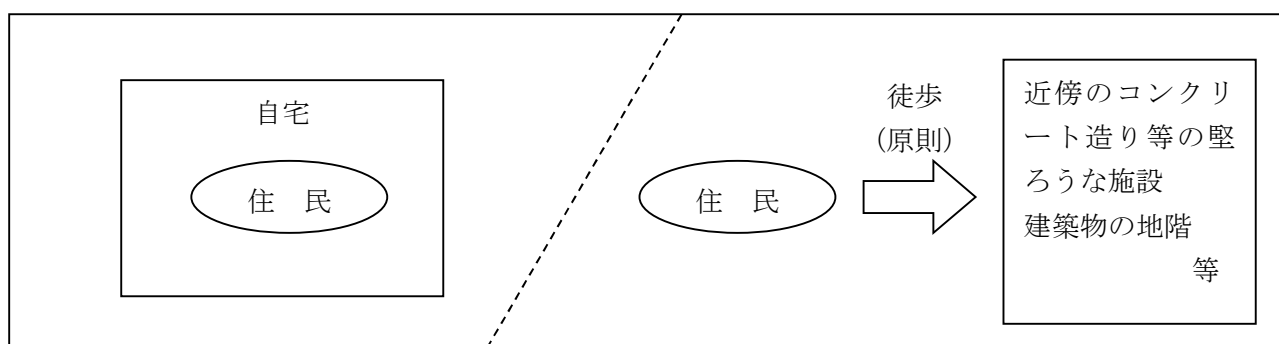
(1) 避難の方法

ア 屋内避難

- ・避難場所 自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等

- ・避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。

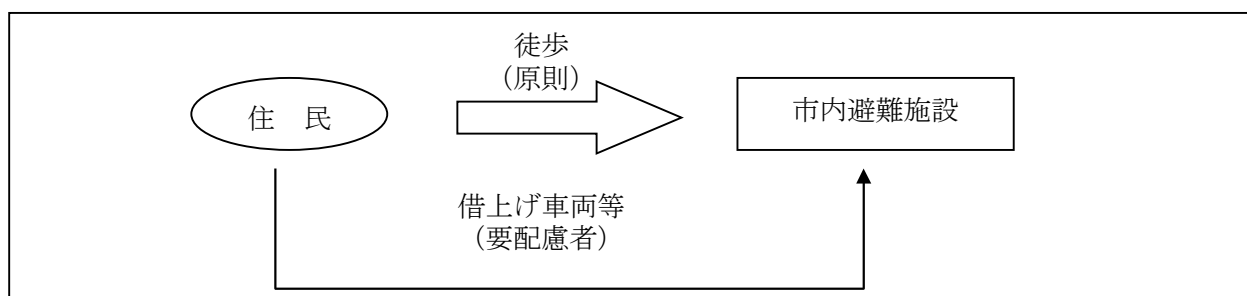
その後、事態の推移、被害の状況等によっては、イからエに掲げる方法により他の安全な地域に避難する。



イ 市内避難…市内の避難施設への避難

- ・避難場所 市内避難施設

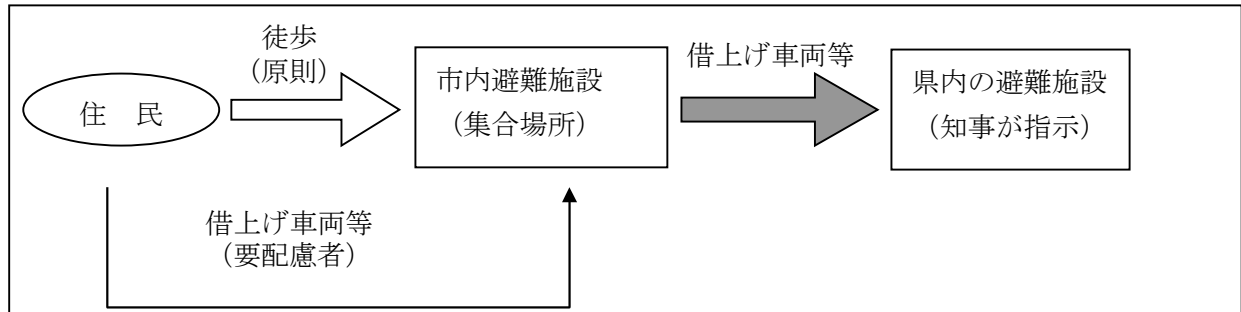
- ・避難方法 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者の避難に限り、バス等の借上げ車両および公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）を補完的に使用する。



ウ 県内避難…市の他の地域または県内の他の市町へ避難

- ・避難場所 市内避難施設から知事が指示する県内の避難施設
- ・避難方法 市内避難施設への避難はイと同様

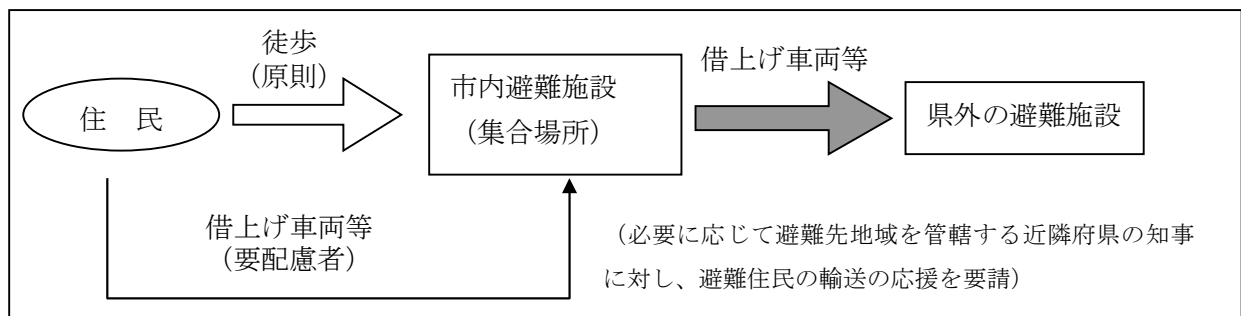
市内避難施設から知事が指示する県内の避難施設までは、借上げ車両等



エ 県外避難…県外の市町村へ避難

- ・避難場所 市内避難施設から県外の避難施設
- ・避難方法 市内避難施設への避難はイと同様

市内避難施設から県外の避難施設へは、借上げ車両等



(2) 避難の指示の単位

ア 避難の指示に当たっては、地区名または行政区名を避難地区の名称として用いる。

イ 避難する地域が市全域である場合は、小浜市または小浜市全域を用いる。

(3) 指定公共機関等からの車両借上げ

市長は、避難誘導の実施に当たり、運送業者である指定公共機関等の車両の借上げが必要なときは、輸送条件を示して、知事に要請する。

(4) 自家用車等の使用

市は、避難の実施に当たり、公用車およびバス等の指定公共機関等の輸送手段を補完するため、要配慮者の避難に限り、所有者等の協力を得て、自家用車等を使用する。

その自家用車等については、市は、避難地区ごとに地区内の要配慮者の実態を考慮し、その輸送に適した車両等の把握に努める。

(5) 交通途絶等への対応

市は、交通途絶等により陸上輸送が困難な地域が発生した場合は、県に報告し、船舶または航空機による避難について協議を行う。

〔参考〕 退避について

住民の避難については、国対策本部長から避難措置の指示を受け、知事が住民に対し避難の指示を行うが、予測不可能な武力攻撃災害が突然発生することもあり得る。

このような場合には、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、または武力攻撃災害の拡大を防止するため、市長が武力攻撃災害の及ばない地域に、一時的に退避することを指示できる。なお、緊急の必要がある場合は、知事も退避の指示を出す場合がある。

(退避の指示 P 91 参照)

(6) 避難に当たって配慮すべき事項

ア 武力攻撃事態等の類型に応じた避難のあり方

(ア) 地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃の場合

市は、大規模かつ広域的住民避難が行われることから混乱発生の防止に努める。

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

武力攻撃がまさに行われている場合には、住民を屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確認された後、他の安全な地域への避難を行う。この場合、市、消防機関、県、県警察、海上保安庁および自衛隊との間で適切に役割分担し、避難住民の誘導を行う。

市は、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(ウ) 弾道ミサイル攻撃の場合

避難の指示を受けた市は、屋内避難をさせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難誘導する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

(エ) 航空機による攻撃の場合

弾道ミサイルの場合と同様、着弾後に被害状況を把握した上で、弾頭の種類に応じた避難を行うことになり、攻撃当初における屋内避難に当たっては、市は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難誘導する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

(オ) NBC攻撃の場合

消防機関、県警察、海上保安庁および自衛隊は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行うものとし、その際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽、マスク等を着用させる。また、被ばくの状況、汚染状況を確認し、被害の拡大を防止するため適切に対処する。

①核攻撃の場合

熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の被害を受けない安全な地域へ避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射性降下物による被害を受ける恐れがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方

向に避難させる。

②生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場所またはそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

③化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場所またはそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋または汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

イ 行政区単位での避難のあり方

避難に当たっては県と連携し、避難住民を可能な限り行政区単位で同一施設または同一地域に収容できるよう配慮する。

3 避難の誘導の措置（法 6 1 条～6 4 条・6 6 条関係）

（1）避難実施要領の作成

市長は、知事から避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定め、住民などに伝達する。

ア 避難実施要領に定める事項

（ア）避難の経路、避難の手段、避難の手順その他避難の方法に関する事項

（イ）避難住民の誘導の実施方法、避難誘導責任者および避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難の誘導に関する事項

イ アで定める避難実施要領の内容の伝達および通知先

（ア）住民および関係のある公私の団体

（イ）消防長、小浜警察署長、小浜海上保安署長、自衛隊地方協力本部の長その他関係機関

ウ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

（ア）避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、行政区等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（イ）避難先の住所および施設名を可能な限り具体的に記載する。

（ウ）避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所および場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。

（エ）避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

（オ）集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（カ）集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間および避難経路等、避難誘導について可能な限り具体的に記載する。

（キ）避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村、消防職員の配置および担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先等を記載する。

（ク）要配慮者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法について記載する。

（ケ）要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(コ) 避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療等を提供するための支援内容について記載する。

(サ) 緊急連絡先を記述する。

(2) 避難住民の誘導

市長は、市の職員、消防長等を指揮して次のとおり避難誘導を行う。なお、避難誘導に当たっては要配慮者を優先することとし、自主防災組織、行政区等と連携し、迅速かつ安全な避難の誘導に努める。なお、誘導に当たっては、行政区単位、または家族単位となるよう配慮する。ただし、大規模な事業所で事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での誘導も実施する。

ア 市内避難施設への誘導

イ 行政区ごとの避難者名簿の作成

ウ 輸送車両の手配

エ 輸送車両の移動

(3) 警察官等による避難住民の誘導の要請

市長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、次の者に警察官等による誘導を行うよう要請する。

ア 小浜警察署長 … 警察官

イ 小浜海上保安署長 … 海上保安官

ウ 国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長に限る。） … 自衛官

この場合、市長はその旨を知事に通知する。

また、市長は、知事に対して警察官等による避難住民の誘導を求めることができる。なお、この場合市長は、警察署長等とあらかじめ協議し、避難実施要領に警察官等が行う避難誘導について定める。

(4) 情報の提供

市長は、警察官等が避難の誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができる。

(5) 必要な措置の要請

市長は、警察官等が避難の誘導を実施している場合において、避難住民の生命または身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

〔参考〕 避難の実施体制（法５２・５４・６１～６４・６６・６７条関係）

事項 区分	実施責任者	内 容	実 施 の 基 準
避難措置 の指示	国対策本部長	・「要避難地域」 ・「避難先地域」 ・関係機関が講ずべき措置の概要	・住民の避難が必要であると認めるとき
避難の指示	知 事	・「要避難地域等」 ・「避難先地域」 ・関係機関が講ずべき措置の概要 ・主要な避難経路 ・避難のための交通手段 ・その他の避難の方法	・国対策本部長が避難措置の指示をしたとき ・知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき
避難 住 民 の 誘 導	市 長	・上記避難の指示の伝達 ・避難実施要領の策定 （避難の経路、手段、手順） （避難住民の誘導の実施方法） （関係職員の配置） （その他避難、誘導に必要な事項） ・避難実施要領の内容の伝達・通知	・知事が住民に対し避難の指示をしたとき
		・避難住民の誘導	・市長が避難誘導を実施するとき
	市の職員・ 消防団員	・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
		・避難住民の誘導	・市長が避難誘導を実施するとき
	消防吏員	・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
		・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去	・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官または海上保安官がその場にいるとき
	警察官・ 海上保安官	・避難住民の誘導	・市長の要請があったとき ・知事の要請があったとき
		・警告、指示 ・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去	・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
	自衛官	・避難住民の誘導	・市長の要請があったとき ・知事の要請があったとき
		・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
		・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去	・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官または海上保安官がその場にいるとき

	県の職員	・避難住民の誘導	・市長の要請があったとき ・市長に避難住民の誘導の指示を行っても所要の避難住民の誘導が市長により行われない場合
		・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき

4 避難住民の受入れ（法５４条関係）

（１）避難住民の受入れ

市長は、知事から避難住民の受入れについて要請を受けた場合、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

（２）避難施設の開設

市長は、知事と協議し、次の避難施設を優先に避難所を開設する。

ア 市所有の宿泊施設

イ 市所有の公共施設

ウ 小中学校体育館、ただし、避難施設の収容能力を超える避難住民を受け入れる必要がある場合は、小中学校校庭に天幕等を設置し仮避難所として開設する。

なお、市長は、避難所の開設状況について速やかに知事に情報を提供する。

（３）被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持および人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努める。

5 要配慮者に対する配慮（法９条・６５条関係）

（１）市の措置

市長は、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ収集した要配慮者に関する情報等を参考に避難実施要領を作成する。

（２）地域住民の協力

要配慮者が避難を行う場合は、その地域の住民は、避難誘導について、地域ぐるみで協力し、支援するよう努める。

（３）病院、福祉施設等の措置

病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、または利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。

6 知事に対する要請等（法６２条・６３条・６７条関係）

（１）避難誘導の指示

市長は、知事から避難誘導の指示を受けた場合は、速やかに避難誘導を実施する。なお、市において避難誘導が実施できないため、知事が避難誘導を行う場合は、その避難誘導について可能な限り協力する。

（２）警察官等による避難住民の誘導の要請

市長は、知事に対して、県警察本部長、第八管区海上保安本部長または出動等を命ぜ

られた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長）に、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することを求めることができる。

（3）避難誘導の補助

市長は、知事に対して、避難住民の誘導の補助を要請することができる。

7 的確な避難の実施

市長は、避難先地域において市の住民の受入れが完了するまで、避難住民の誘導を行う。

その際、避難に遅れた者への対応について、次のとおり実施することに努める。

- （1）消防吏員および消防団員による救助隊を編成し、搜索および救出に当たる。
- （2）自ら編成する救助隊による搜索および救出が困難なときは、当該市町の区域を管轄する警察署長に連絡し、合同してこれらの活動に当たる。
- （3）市自体の能力では搜索および救出が困難であり、かつ、これらの活動に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、知事に応援を要請する。

8 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、市は、県、関係機関及び施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

9 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主の分からない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、市は、県が行う動物の保護・収容等に協力する。

10 避難の指示の解除（法55条・69条関係）

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講ずる。

11 避難所の管理責任者

（1）施設の管理

市長は、避難所を開設したときは速やかに避難所管理責任者を置く。

（2）避難所の自治

避難者は、避難所の適正な運営を図るため、避難所自治会を組織することができる。

（3）避難所自治会と避難所管理責任者との協議

避難所管理責任者は、避難所の運営に関し必要に応じて避難所自治会と協議する。

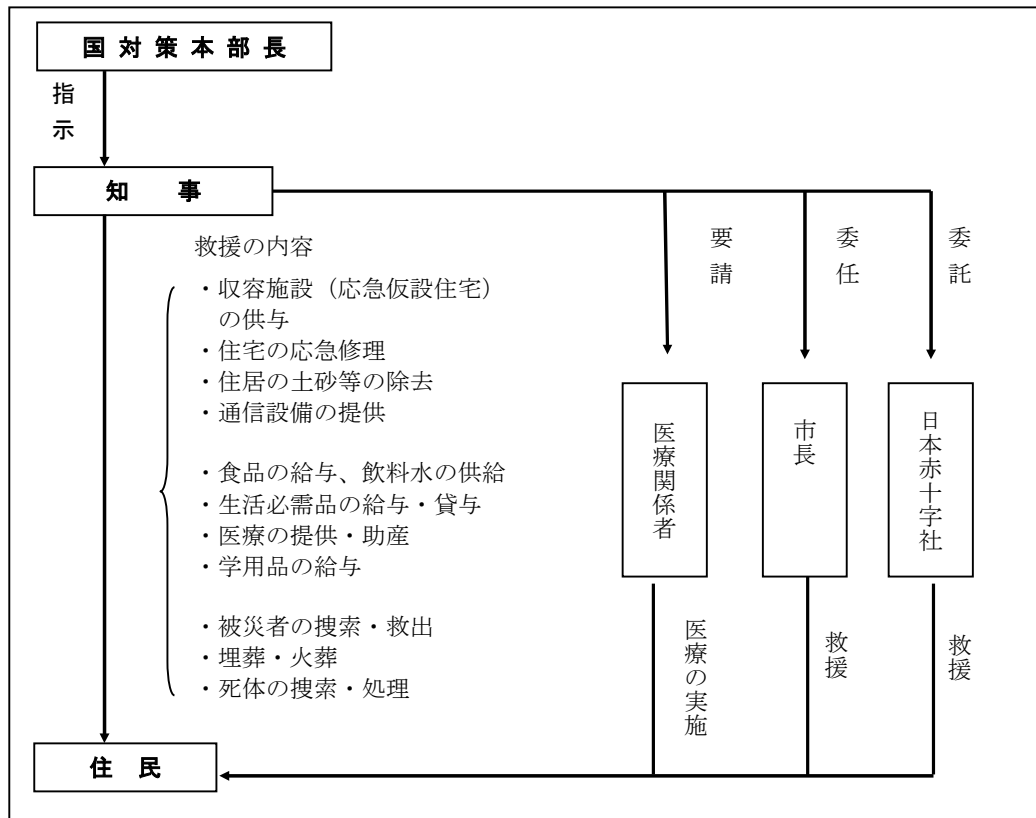
第2節 避難住民等の救援

1 救援の実施体制（法76条関係）

（1）救援の実施および補助

知事は、国対策本部長から、救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し救援を行う。

また、市長は、知事からの救援事務の一部について委任された場合は、その事務の内容および当該事務を行う期間において、自ら実施する。また、知事が行う救援についても必要に応じてその事務を補助する。



（2）救援の実施に必要な物資等の確保

市長は、知事から委任された救援の実施に必要な物資の確保または土地等の使用に当たっては、あらかじめ所有者等に対し物資の売渡しの要請を行い、または土地等の使用に係る同意を得る。

なお、被災等により当該物資または家屋等が使用不能となっている場合等、正当な理由がないにもかかわらず当該所有者が応じない場合には、同意を得ないで物資の収用または土地等の使用ができる。

2 救援の実施内容（法75条・76条関係）

市長は、法および「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき、次の救援事務について、知事から委任されたものについて実施する。

なお、この場合において市長が必要と認めるときは、金銭を支給して実施することがで

きる。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

ア 避難所

(ア) 収容する者は、避難住民または武力攻撃災害により被害を受け、または受けるおそれのある者とする。

(イ) 原則として学校、コミュニティセンター等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋または天幕を設置する。

(ウ) 収容する期間が長期にわたる場合または長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。また、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

イ 応急仮設住宅

収容する者は、避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼、または流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、応急仮設住宅を設置する。

(2) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し、または半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

(3) 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石等の除去

避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

(4) 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対し、電話、ファックスまたはインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

(5) 炊き出しその他の方法による食品の給与および飲料水の供給

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者および避難の指示に基づきまたは住宅に被害を受け、避難する必要がある者に対し、炊き出し等を行う。

イ 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、その供給を行う。

(6) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他

生活必需品を喪失し、またはき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

(7) 医療の提供および助産

ア 医療（施術者が行う施術を含む）の提供

（ア）避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。

（イ）医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所または施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師もしくはきゅう師または柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師（以下これらの者を「施術者」という。）による施術のための施設をいう。）において行うことができる。

イ 助産

避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害のため助産を受けることができない者に対して行う。

(8) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により、学用品を喪失し、または、き損したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対し、教科書等学用品の給与を行う。

(9) 被災者の搜索および救出

ア 搜索および救出

避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害のため生命および身体が危険な状態にある者または生死が不明の状態にある者の搜索および救出を実施する。

イ 安全の確保

搜索および救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、県警察や消防機関等が行う搜索および救出と十分な連携を図る。

(10) 埋葬および火葬

遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(11) 死体の搜索および処理

ア 死体の搜索

避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し、搜索を行う。

イ 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬等を除く。）を行う。

3 日本赤十字社が行う救援（法7条・77条関係）

(1) 市長は、救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体または個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性

にかんがみ、その自主性を尊重する。

- (2) 市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容に応じて連携を図りながら、救援を実施する。

4 要配慮者に対する配慮（法9条関係）

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

市は、現状の施設状況を把握した上必要と認める場合は、要配慮者の利用を考慮した施設のバリアフリー化に努める。

- (2) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の設備や機器の設置

市は、設備や機器の設置に際しては、要配慮者に配慮する。

また、要配慮者にも災害情報が正確に伝達されるよう、次に掲げる事項に配慮する。

ア ラジオまたはテレビ（文字対応機器）の設置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報および生活関連情報の文字による提供

- (3) 収容施設（応急仮設住宅を含む）における配慮

市は、収容施設において要配慮者の人権を尊重し、介護等が受けられる場所をあらかじめ確保するとともに、食品、飲料水、生活必需品等は、健康状態等に応じて確実に配布されるよう努める。

また、集団生活に適応できない要配慮者に対しては、避難所を別にするなどの配慮を行う。

- (4) 支援ニーズの把握等

市は、収容施設（応急仮設住宅を含む）において要配慮者の生活支援に配慮し、これを専門に行う介護等のボランティアを配置するなど適切な運営体制を講ずるよう努める。

また、避難所内での巡回相談または相談窓口の設置等により収容施設内における要配慮者の支援ニーズを的確に把握するよう努める。

5 健康への配慮

市は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、県と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施する。

また、必要に応じて、健康相談等窓口の設置に努める。

6 救援物資等の受入れ

- (1) 救援物資等の公表

市は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入を希望するものを把握し、その内容のリストおよび送り先を公表するように努める。

- (2) 救援物資の受入れ体制の整備

市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するように努める。

- (3) 救援物資に関する問い合わせ窓口の設置

市は、被災地または避難先地域以外の場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口の設置ならびに被災地、避難先地域のニーズの広報に努める。

7 応急仮設住宅の建設予定地の選定

市長は、応急仮設住宅の設置に備え、建設予定地を定めておく。

第3節 緊急輸送

1 輸送力の確保

- (1) 市長は、動員できる車両および船舶（以下「車両等」という。）をあらかじめ把握しておく。
- (2) 市長は、避難時に車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請する。

2 指定地方公共機関による避難住民等の運送の要請（法71条・72条・79条関係）

(1) 避難住民の運送

市長は、避難住民の誘導のため必要がある場合は、輸送人員、輸送区間等を示して、知事に対して運送事業者である指定地方公共機関に避難住民の運送を要請するよう求める。

(2) 緊急物資の運送

市長は緊急物資を輸送するため必要がある場合は、輸送量、輸送区間、緊急物資の種類等を示して、知事に対して運送事業者である指定地方公共機関に緊急物資の運送を要請するよう求める。

3 輸送ルートの確保

- (1) 市は、県警察、自衛隊等の協力を得て、自ら管理する道路の被害状況、復旧見込み等の情報を把握し、県に情報提供を行う
- (2) 市は、県が緊急輸送ルートを選定した場合は、その確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行うことにより、輸送機能の充実を図る。

4 燃料の確保

市は、県が行う緊急輸送用の車両等の燃料の確保に協力する。

第4節 交通の確保

1 実施責任者

- (1) 市は、自ら管理する道路について、交通支障箇所の通報連絡および応急復旧を行う。
- (2) 交通規制に関する措置は、県公安委員会、警察署長および警察官が行う。
なお、市が管理する道路について、破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるときは、市が通行の禁止または制限を行う。
- (3) 道路交通情報の収集および提供については、県および県警察本部において行われる。

2 交通支障箇所の通報連絡

市の管理する道路の支障箇所に係る連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 県対策本部長（ただし、県対策本部設置前にあつては県関係課長）
- (2) 県小浜土木事務所長
- (3) 小浜警察署長

なお、国および県が管理する道路等は、県より情報提供される。

3 交通規制に関する措置（法155条関係）

(1) 通行禁止区域等における消防吏員の措置等

通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第4項の規定を準用し、当該区域等の車両その他の物件の移動等必要な措置を行うことができる。

なお、消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 交通規制情報の周知

交通規制情報の周知については、県公安委員会および警察署長により、日本道路交通情報センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等が広報される。また、立看板、案内図等の掲示による交通規制の内容についての周知も行われる。

4 緊急通行車両の確認の申出

市は、当該車両が国民保護措置に従事するため必要な車両であると認められるときは、あらかじめ県公安委員会に確認の申出を行い、標章および緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

5 応急の措置

市は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、区間を定めた通行の禁止、または制限について小浜警察署長に意見を聴くものとする。

ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

6 交通情報の収集と広報活動

市は、国民保護措置に係る道路交通情報の収集および広報について、県および関係機関

に協力する。

第5章 武力攻撃災害への対処等

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合に、生活関連等施設の安全に関する情報、対応状況等の把握に努める。

2 市が管理する施設の警備の強化等

(1) 危険物資等の取扱所

市は、武力攻撃災害の発生またはその拡大を防止するため、次の管理する生活関連等施設について、警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じる。

ア 対象

法103条第1項の危険物資等の取扱所

イ 安全確保の留意点

(ア) 県警察との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化する。

(イ) 消防法第16条の3第1項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続き危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずる。

(2) 水道施設

市は、武力攻撃災害の発生またはその拡大を防止するために、次の管理する施設について、生活関連等施設に準じ警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じる。

ア 対象

水道法第3条第2項の水道事業または同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水もしくは浄水のための施設または配水池

イ 安全確保の留意点

(ア) 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努める。

(イ) 水源の監視を強化する。

(ウ) 水道施設の防護対策を確認する。

(エ) バイオアッセイ等による水質管理を徹底する。

(オ) 当該施設への来訪者、出入り業者の管理を徹底する。

(カ) 備品、薬品等の管理を徹底する。

(キ) 施設関係図面等の管理を徹底する。

(ク) 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努める。

(ケ) 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認する。

(コ) 給水停止措置や緊急対応の指揮命令系統を確認する。

(サ) 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認する。

3 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあった場合は、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣等必要な支援を行う。なお、管理者から支援の求めがない場合で

も、必要と認めた場合は支援を行う。

第2節 危険物質等に係る災害への対処

1 危険物質等に係る災害防止のための措置（法103条関係）

市長は、引火または空気中への飛散等により、人の生命、身体または財産に対する危険が生ずるおそれがある次の危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要あると認めるときは、次の2から4までに定める措置を講じる。

種 別	対 象
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の3の指定数量以上のものに限る。）
(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。）
(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
(4) 高圧ガス	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の7第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素および同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
(8) 毒薬、劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
(9) 事業用電気工作物内の高圧ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
(10) 生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条および第27条において準用する場合を含む。）または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

2 危険物質等取扱所の警備の強化

市長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等取扱所の警備の強化を求めることができる。その際、県に対しその措置を講じたことを報告する。

3 措置の要請

市長は、1（1）に定める危険物のうち市の区域に設置される製造所、貯蔵所もしくは取扱所（ただし、移送取扱所については市の区域にのみ設置されるものに限る。）において、貯蔵し、または取り扱うものについて、緊急の必要があると認めるときは、危険物質の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- （1）消防法第12条の3に基づく、危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限
- （2）国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時停止または制限
- （3）国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄
ただし、この措置には、指定行政機関および地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。

4 報告の求め

市長は、3の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況について報告を求める。

第3節 放射性物質等による汚染の拡大の防止（法107～110条関係）

1 汚染の拡大を防止する措置

市長または若狭消防組合の管理者は、武力攻撃に伴って、放射性物質、放射線、サリン等もしくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、毒素または危険物質等による汚染（以下「汚染」という。）が生じ、知事から協力の要請をされた場合において、特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行った上で次の措置を講ずる。

- （1）汚染され、または汚染された疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、もしくは禁止し、または当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- （2）汚染され、または汚染された疑いのある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用もしくは給水を制限し、もしくは禁止すべきことを命ずること。
- （3）汚染され、または汚染された疑いのある死体の移動を制限し、または禁止すること。
- （4）汚染され、または汚染された疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- （5）汚染され、または汚染された疑いのある建物への立入を制限し、もしくは禁止し、または当該建物を封鎖すること。
- （6）汚染され、または汚染された疑いのある場所の交通を制限し、または遮断すること。

2 名あて人に対する通知

市長または若狭消防組合の管理者は、1（1）から（4）の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、当該措置を講ずる旨、理由、内容等を通知しなければならない。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、当該措置の後相当の期間内に、当該措置の名あて人に通知をすれば足りる。

3 措置の内容等の掲示

市長または若狭消防組合の管理者は、1（5）から（6）の措置を講ずるときは、適当な場所に当該措置を講ずる旨、理由、内容等を掲示しなければならない。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、現場における指示をもって、当該措置の掲示に代えることができる。

4 措置に必要な土地への立ち入り

市長または若狭消防組合の管理者は、1の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物または船舶もしくは航空機（以下この節において「土地等」という。）に立ち入らせることができる。

なお、その職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者または所有者に通知しなければならない。

他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 安全の確保

市長または若狭消防組合の管理者は、その職員が汚染の拡大を防止する措置に従事するに当たり、安全の確保に関し十分配慮する。

第4節 災害拡大の防止措置（法111条関係）

1 市長による指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示できる。

2 指示の要請

市長は、小浜警察署長または小浜海上保安署長に対して、1の規定による指示の要請をすることができる。

第5節 退避の指示（法112条関係）

1 退避の指示

- (1) 市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害から、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、または武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）をすべき旨を指示することができる。この場合において、必要があるときは、その退避先を指示することができる。

市長が退避の指示をする例：

国に武力攻撃が発生したという情報が伝わる前に、実際に武力攻撃が始まり、住民の安全確保を図る上で、国からの住民避難の指示を待たずに、一刻も早く危険な地域から避難させることが必要となる場合

また、市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

- (2) 市長は、退避の指示を行った場合は、消防機関の協力を得て、防災行政無線、広報車等により住民に退避することを呼びかける。
- (3) 市長は、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、速やかにその旨を知事に通知する。

2 警察官等による退避の指示

市長は、警察官または海上保安官に対して、1（1）の規定による退避の指示をすることを要請することができる。また、警察官または海上保安官は、市長もしくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるときは、同じく退避の指示をすることができる。なお、退避の指示をしたときは、直ちに市長に通知する。

第6節 警戒区域の設定（法114条関係）

1 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、警戒区域への立ち入りを制限、もしくは禁止し、または当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

〔例：ミサイル攻撃により発生した火災が人家に迫っている場合や、不発弾が落ちていつ爆破するか分からないという場合〕

2 警察官等による警戒区域の設定

市長は、警察官または海上保安官に対して、1の規定による警戒区域を設定することを要請することができる。また、警察官または海上保安官は、市長もしくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときは、同じく警戒区域を設定することができる。なお、警戒区域の設定をしたときは、直ちに市長に通知する。

第7節 消防に関する措置等

1 消防機関との連携

市は、消防機関が武力攻撃災害を防除するため、円滑に消火、救急救助等の活動を行うことができるよう、消防本部と緊密な連携を図る。

2 消防機関の活動

消防本部は、その施設および人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全に配慮しつつ、消火、救急救助等の活動を行い武力攻撃災害を防除し、および軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長または消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防に関する措置（法119条関係）

（1）市が被災している場合

ア 市は、区域内における消火活動および救急救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、市長は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請する。

イ 市長は、消防に関する応援要請を行ったときおよび消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

（2）市が被災していない場合

市長は、被災地方公共団体の長等からの応援もしくは指示、消防庁長官からの指示または相互応援協定等に基づき、消火活動および救急救助活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4 医療機関との連携

市長は、消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

5 安全の確保

（1）市長は、消火活動および救急救助活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部および県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、関係機関とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

（2）市長は、市が被災していない場合で、知事または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況および予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護

可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供および支援を行う。

- (3) 消防団は、施設、装備、資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (4) 市長、消防長または水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第8節 防疫対策

1 防疫対策の実施

市は、武力攻撃災害に伴う、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等に起因する感染症の発生およびまん延を防止するため、被災地およびその周辺の防疫を実施する。この場合において、市の被害が甚大で市限りでは実施不可能である場合、県に応援を求める。

(1) 情報の収集および防疫活動の体制整備

市は、県若狭健康福祉センター等関係機関と連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模および態様に応じて、次のとおり迅速な防疫活動ができる体制を整備し、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動を行うものとする。また、必要に応じ、市町間で器材および薬剤の融通を行う。

人員	市長は防疫活動を実施するために必要と認めるときは、人員を雇用する。
器材	市が保有している消毒用噴霧機器を使用するが、必要に応じて取扱業者等から借上げを図る。
車両	市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。
薬剤	市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県にあつせんを要請するほか、取扱業者から購入する。

(2) 予防教育および広報

市は、パンフレットの配布や報道機関等の協力を得て、予防教育および広報活動を行う。

(3) 感染症予防対策の実施

市は、感染症の発生およびまん延を未然に防止するため、避難施設または衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族または昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

(4) 検病調査および健康診断

検病調査および健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

(5) 感染症発生時の対策

市は、被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。

(6) 臨時予防接種

市は、県が実施する臨時予防接種の実施に協力する。

(7) 知事の指導および指示

知事が感染症予防上必要と認めて、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族または昆虫等の駆除等の指示をした場合、市長は被災の規模、態様に応じその範囲および期間を定めてこれを速やかに実施する。

(参考) 防疫活動の実施方法

消毒	・汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などはクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。 ・給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒はクロール石灰水（または次亜塩素酸ソーダ）を使用する。
駆除	・汚染地域の蚊、はえ等の発生場所に対する薬剤の散布および発生原因の除去、必要に応じ、ねずみおよび昆虫の駆除。

2 食品衛生の監視指導

市は、被災地における食品関係業者および臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう県が実施する衛生監視指導等に協力する。

(1) 食中毒等事故発生の防止

市は、県若狭健康福祉センターその他関係機関との密接な連携をとり、食中毒等事故発生の防止に努める。

(2) 不良食品の販売供給の防止

市は、県若狭健康福祉センターが実施する乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等の重点的監視および保存または製造されている食品の検査に協力し、不良食品の販売供給の防止に努める。

(3) 弁当等の供給時の措置

市は、避難所への弁当等の供給に当たって、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

イ 早期飲食のため、弁当等の搬送時間を調整する。

ウ 避難者等に対し、早期飲食を指導する。

3 家畜の防疫

市は、被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況および防疫については、県の指導および指示に基づいて行うものであるが、調査、報告事項については県家畜保健衛生所と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努める。

4 報告および記録の整備

(1) 市長は、防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録を整備保存する。

ア 災害防疫活動状況報告書

イ 防疫経費所要金額および関係書類

ウ 各種防疫措置の指示命令に関する書類

エ 防疫作業日誌

作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および機関、実施後の反省その他参考事項を記載する。

(2) 防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- ア 清潔および消毒状況記録簿
- イ 隔離状況記録簿
- ウ 防疫薬品資材受払簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫関係支払証拠書類および備蓄薬品等払出証拠書類
- カ 防疫関係機械器具修繕費支払簿

第9節 廃棄物対策

1 実施責任者（法124条関係）

市長は、被災地におけるごみおよびし尿の収集、運搬、処分等廃棄物処理を実施する。
この場合において、市限りで実施できないときは、県や他の市町村からの応援を得て実施する。

2 廃棄物処理

（1）処理体制

ア 市は、被災地のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

イ 市長は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、許可を受けていない者に、特例基準（*）で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせることができる。

この場合、これらの者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

* 特例基準…環境大臣が定める、廃棄物の収集、運搬および処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準

ウ 市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

エ ごみの処理は、可能な限り現有の体制で実施するが、市の処理能力以上のごみの排出量が見込まれ、市限りでは対応できない場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、市長は、知事または近隣市町村長へ応援を要請する。

（2）処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

3 し尿処理

（1）処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合には、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

（2）処理方法

ア 収集運搬

被災の状況に応じ、し尿処理委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に簡易便所を配置して、被災家族および事業所等から、し尿を能率のかつ衛生的に収集し処理場に運搬する。ただし、収集を要するし尿の量が、し尿処理委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県および関係機関に応援を要請し、清掃車（バキュームカー）および作業員を確保して収集運搬するものとする。なお、くみ取り料金の徴収はその状況により市長が定める。

イ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理と同様にし尿処理施設において衛生的に処理するものとするが、一時的に大量のし尿が運搬され、し尿処理施設の処理能力を超える場合は、県を通じ、近接の市町村長に依頼し、依頼先の処理施設に搬入し処理するものとする。ただし、被災が広域にわたり、かつ感染症が発生するなど、緊急処理を要する場合で、他市町村の処理施設を利用して処理する時間的余裕がないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理するものとする。

4 死亡獣畜処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市および死亡獣畜所有者が保健所の指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- （１）移動し得るものは、適当な場所に集めて埋没、焼却等の方法で処理する。
- （２）移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。
- （３）いぬ・ねこ・家きん類のへい死したものの処理についても、上記の方法による。

第10節 生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係業界団体等と連携を図り、次の表に掲げる生活関連物資等の安定供給に努める。

生 活 関 連 物 資 等		
区 分		内 容
生活 必需 物資	飲料水	飲料水、清涼飲料水
	食品	パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏肉、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品、粉ミルク
	生活必需品	寝具、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、食器、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
	救急医療品	救急医療品
災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニア板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス
災害復旧用器材		ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり
防災業務用薬剤		化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの
事業用資材		石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの

2 物資の需給状況および価格動向の把握

市は、県および関係機関と連携し、平常時から生活関連物資等の価格および需給状況の監視調査を行うとともに、被災地の避難住民等の生活相談を通じて、その動向を把握し、必要な指導を行う。

3 生活関連物資等の価格の安定（法129条関係）

市長は、武力攻撃事態等において、生活関連物資が不足、または高騰し、もしくは、そのおそれがある場合は、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者、または関係団体に対して当該物資を円滑に供給し、適正な価格で販売するよう協力を求める。

4 応急復旧に関する支援（法139条・140条関係）

（1）応急復旧

市長は、その管理に係る施設および設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急復旧のため必要な措置を講ずる。

（2）県に対する支援要請

市長は、（1）の応急復旧を行うに当たり、高度な技術を要し、また、物資資材が不足

し、十分な措置を講ずることが困難な場合には、知事に支援を求めることができる。

第11節 補償および費用負担

1 収用等の処分に伴う損失補償（法159条関係）

市は、次に掲げる処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- (1) 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う特定物資の収用および保管命令
- (2) 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う土地、家屋または物資の使用
- (3) 市長が行う土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用

2 損害補償（法160条関係）

市は、次に掲げる市の協力要請を受けて国民保護措置の実施に協力をした者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- (1) 避難住民の誘導または復帰への協力要請
- (2) 救援への協力要請
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- (4) 保健衛生の確保への協力要請

3 損失補てん（法161条関係）

市は、次に掲げる県の総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって、市が損失を受けたときは、その損失の補てんを県に請求する。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

- (1) 県対策本部長が市に対して行う総合調整
- (2) 知事が市長に対して行う避難の誘導または避難住民の復帰のための措置を行うべきことの指示

4 費用の負担（法164～168条関係）

(1) 費用の負担

国民保護措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有するものが支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

市長は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

(3) 国の負担

避難、救援および武力攻撃災害への対処の措置に通常要する費用ならびに本節に規定する補償等に要する費用で、市が支弁したものは、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 市の職員の給料および扶養手当その他政令で定める手当

イ 市の管理および行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（国民保護措置の実施により増加し、または新たに必要となったものを除く）

ウ 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

(4) 共同訓練に係る費用の負担

国との共同訓練に係る費用は、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 市の職員の給料および手当

イ 市の管理および行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（訓練の実施により増加し、または新たに必要となったものを除く）

ウ 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

第12節 武力攻撃原子力災害への対処

1 基本方針

(1) 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

市は、平常時から、原子力発電所、放射性物質の事業所外運搬を目標にした破壊工作、弾道ミサイル攻撃、テロ等の武力攻撃を想定し、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に連携しながら防護に備える。

原子力発電所、放射性物質の事業所外運搬に対して武力攻撃が発生したときは、市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集および伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を的確に見極めつつ、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための住民避難等の応急対策および事後対策を的確かつ迅速に実施することにより、住民の生命、身体および財産の保護に最大限の努力をする。

また、原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生したまたはそのおそれがあるときは、国からの命令または事態の緊急性もしくは県からの要請等を考慮し自らの判断により原子炉の運転を停止し、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

(2) 本章に定める事項

ア 本章の位置づけ

本章では、原子力発電所、放射性物質の事業所外運搬への武力攻撃に対する平常時の備えから、事後対策に至る一連の措置について、福井県国民保護計画に基づき定める。

イ 小浜市地域防災計画(原子力災害対策編)の準用

災害対策基本法、原災法および県原子力災害対策編に基づき策定した『小浜市地域防災計画(原子力災害対策編)』は、武力攻撃事態等にあっても一般の原子力災害に対して当然に適用されるが、武力攻撃原子力災害に係る本章で定める措置の実施に当たっても、具体的な方法、手順については、原則として同計画の規定を準用し、同様の措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害に対する備え

(1) 武力攻撃事態等における原子力施設防災体制の強化

市長は、原子力事業者に対し原子力発電所、放射性物質の事業所外運搬の安全を確保するための対策を講ずるよう要請するとともに、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

また、市は、県が開催する福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会に参加し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。

(2) 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の参加等

武力攻撃原子力災害の発生時には、外部からの武力攻撃に伴う物理的な被害とともに、放射性物質または放射線の放出に伴う被害が発生することから、住民避難等の応急対策の実施に当たっては、過去の被災経験が通用しない極めて特殊な事態の中での活動となることが予想される。

このため、市は、国、県その他の防災関係機関と協力し原子力施設に対する具体的な武力攻撃を想定し、住民避難等の応急対策等の訓練を実施する。

また、応急対策の実施に当たって必要となる緊急道路、避難施設等について国、県と協力しながら整備に努める。

3 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等および実施体制の確立（法１０５条関係）

（１）放射性物質等の放出等の通報

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴って、当該原子力発電所から放射性物質等の放出または放出のおそれがあると認めるときは、直ちに内閣総理大臣および原子力規制委員会、知事、原子力事業所所在の市町長等に通報することとされている。

また市長は、武力攻撃に伴って、市域内において放射性物質の事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出等があると認めるときは、直ちに内閣総理大臣および原子力規制委員会、国土交通大臣、知事に通報する。

なお、知事は、これらの通報を受けたときは、通報先以外の市町および関係指定地方公共機関に、その旨を通知することとされている。

（２）現地対策本部の設置等

緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等に国の現地対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて、国の現地対策本部に職員を派遣する。

また、市長は、安全の確保に留意しつつ、オフサイトセンター等に市現地対策本部を設置し、国、県の現地対策本部とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。

4 応急対策等（法１０５条関係）

（１）武力攻撃原子力災害に関し市長が行う通知

市長は、知事から応急対策に関する通知があったときは、速やかに、次に掲げる者に、防災行政無線等あらかじめ定める方法により、その内容を通知する。

ア 住民

イ 公共団体

ウ 市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等）

エ その他の関係機関

（２）安全への配慮

市長は応急措置、応急対策および情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に関して十分配慮する。

（３）武力攻撃原子力災害における住民避難等

原子力発電所が武力攻撃を受けた場合には、原災法に規定する原子力災害と同様の事態が発生するが、放射性物質または放射線が急激に放出されることも考えられる。市長は、このような武力攻撃原子力災害から住民の生命および身体を保護するため、県の避難の指示に基づく避難誘導または退避の指示を行う。

ア 住民避難等の準備

市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合において直ちに国、県と協議して、それぞれに定める活動を内容とする避難誘導等の準備に着

手する。

イ 避難の指示の伝達

市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合または発生する恐れのある場合において、知事から避難の指示があったときは、主要な避難の経路、避難のための交通手段等、避難の指示の内容を住民に伝達する。

なお、避難の実施方法については、第4章「避難および救援」第1節「住民の避難」の規定による。

ウ 退避の指示

(ア) 市長は、原子力施設に対する武力攻撃の事実を発見し（例えば、ゲリラ部隊が海岸から上陸しているのを発見した場合など）、一刻も早く住民を避難させることが安全確保の観点から必要と判断されるときは、退避の指示を行う。

(イ) 市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃事態等におけるモニタリングに対する協力体制の強化

市は、武力攻撃事態等において放射性物質または放射線が放出され、またはそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質または放射線に関するデータの迅速な収集および提供を行うことができるよう、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』により、県が実施する緊急時モニタリング活動に協力する。

(5) 武力攻撃事態等における被ばく医療体制

住民および原子力発電所の従業者の生命および身体を武力攻撃原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づく医療措置を行うことが重要であることから、県が行う武力攻撃事態における被ばく医療体制の中で、市の適切な被ばく医療体制の確立を図る。

ア 救護所の運営に関する連携

市長は、避難所内に知事が救護所を設置する場合は、その運営に関し、緊密な連携を図る。

イ 安定ヨウ素剤の服用の決定

安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定める例により行う。

(6) 避難退域時検査および簡易除染の実施

市は知事および原子力事業者による、避難または一時移転（『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査（スクリーニング）および簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）の実施に協力する。

避難の際の住民等に対する避難退域時検査（スクリーニング）および簡易除染については、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定める例により行う。

(7) 飲食物の摂取制限

武力攻撃原子力災害時には、放射性物質等により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、市は、県、関係機関と連携し、汚染状況を把握するとともに、国、県の助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施する。

(8) 事後対策の実施

ア 事後対策の内容

市長は、公示が取り消された以後において、知事が、関係機関と連携して実施する、次に掲げる事後対策について協力する。

(ア) 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度もしくは密度または放射線量に関する調査

(イ) 居住者等に対する健康診断および心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

(ウ) 放射性物質による汚染の有無またはその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の発散の状況に関する広報

(エ) その他武力攻撃原子力災害の発生もしくは拡大の防止または武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置

イ 事後対策の実施

(ア) 市長は応急措置、事後対策および情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に関し十分配慮する。

(イ) 市長は、原子力事業者に対して、事後対策が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を要請することができる。

第6章 施設の復旧と生活の安定

第1節 被災施設および被災地の復旧

1 実施責任者（法141条関係）

市は、県と連携し、武力攻撃災害により被災した公共土木施設、農林水産施設等の早期の本格復旧を図る。

2 武力攻撃による災害復旧の促進

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、復旧に関する資料等の整備等を行うとともに、施設の復旧事業が早期に実施できるよう努める。

3 計画的復興

市は、大規模な武力攻撃災害により、壊滅的な被害を受けた被災地を復興するに当たって、都市構造、産業基盤等の改変を伴う大事業となることから、あらかじめ、県と連携して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関との調整に努める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得た上で、土地区画整備事業、市街地再開発事業等を実施することにより、安全で快適なまちづくりに努める。

4 財源の確保

市は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国、県への支援要請を行うとともに、起債の措置等を講ずることにより、災害復旧事業の早期実施に努める。

第2節 生活の安定

1 住宅の確保

(1) 住環境の改善

市は、県と連携し武力攻撃により住宅に被害を受けた者の住環境の改善が早期に図れるよう、必要な支援を行う。

(2) 住宅の供給

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、県と連携して公営住宅の供給計画を早急に見直すことにより、被災者に対する住宅の供給を図る。

2 被災した児童生徒等に対する教育

市は、県と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講ずる。

3 雇用機会の確保

(1) 雇用の安定

市は、武力攻撃災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を通じて、速やかにその者の就職のあっせんを行うことにより、雇用の安定に努める。

(2) 職業訓練の実施

市は、県と連携し、被災者の就職を支援するため、職業訓練を実施する。

4 相談窓口の開設

(1) 武力攻撃被災者総合相談センターの開設

市および県は、被災者からの相談、問合せ等に対応するため、既存の相談窓口において対応するほか、被災地に、それぞれの相談窓口を一元化した「武力攻撃被災者総合相談センター」を開設することにより、被災者がワンストップで相談できるように配慮する。

(2) 訪問相談の実施

「武力攻撃被災者総合相談センター」においては、被災者の便宜を図るため、窓口における相談のほか、被災地域を巡回する訪問相談を実施する。

5 金融措置

(1) 地方税の減免および徴収猶予

ア 市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対する市税の徴収猶予および減免など納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。

イ 市は、被災者に対し、地方税法または市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予および減免などそれぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

(2) 融資対策

市は、被災者の生活再建、被災地における産業の復興等を図るために必要な資金の融

資対策を講ずる。

6 流通機能回復

(1) 商品の確保

ア 県および市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足があれば国、他市町村および企業などと協議し、速やかに必要量を確保するよう努める。

イ 市は、その管理する道路等について、物流の確保を図るため、速やかな施設の復旧を行う。

(2) 消費者への情報の提供

市は、県と連携し、生活必需品その他の商品の価格および需給状況の動向ならびに販売所等の必要な情報を提供する。

(3) 各種市場、取引所などの再開

市は、県および各関係機関と連携し、各種市場、取引所等がその施設および設備を復旧し、速やかに営業が再開することができるよう指導および支援を行う。